

## 令和5年(2023年)第6回ニセコ町議会定例会

令和5年(2023年)9月7日(木曜日)

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 陳情第 1号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情  
(陳情者/北海道索道協会 会長 植田拓史 ほか1社)
- 6 発議第 2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化  
を求める意見書案  
(提出者/ニセコ町議会議員 木下裕三)
- 7 発議第 3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案  
(提出者/ニセコ町議会議員 木下裕三)
- 8 発議第 4号 ガソリン・軽油価格の引き下げを求める意見書案  
(提出者/ニセコ町議会議員 前原孝植)
- 9 委員会報告第 1号 所管事務調査の結果報告  
(総務常任委員会)
- 10 報告第 1号 株式会社キラットニセコ経営状況(事業の計画)の報告について
- 11 報告第 2号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況(事業の計画)の報告について
- 12 報告第 3号 株式会社ニセコ雪森考舎経営状況の報告について
- 13 報告第 4号 令和4年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 14 認定第 1号 令和4年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について
- 15 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 16 議案第 1号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更することの協議について  
(提案理由の説明)
- 17 議案第 2号 ニセコ町公営企業の設置等に関する条例  
(提案理由の説明)
- 18 議案第 3号 ニセコ町簡易水道事業特別会計条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 19 議案第 4号 ニセコ町公共下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)

- 20 議案第 5号 請負契約の変更について（令和5年度林道小花井線法面補修工事  
(2号・3号箇所)

(提案理由の説明)

- 21 議案第 6号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算

(提案理由の説明)

- 22 議案第 7号 令和5年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算

(提案理由の説明)

○出席議員（10名）

1番 高瀬 浩 樹	2番 大野 幹 哉
3番 高木 直 良	4番 榊 原 龍 弥
5番 前原 孝 植	6番 小松 弘 幸
7番 斉藤 うめ子	8番 木下 裕 三
9番 篠原 正 男	10番 青羽 雄 士

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	片 山 健 也
副 町 長	山 本 契 太
会 計 管 理 者	加 藤 紀 孝
総 務 課 長	福 村 一 広
防 災 専 門 官	青 田 康 二 郎
企 画 環 境 課 長	黒 瀧 敏 雄
税 務 課 長	鈴 木 健
町 民 生 活 課 長	富 永 匡
保 健 福 祉 課 長	桜 井 幸 則
農 政 課 長	中 川 博 視
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 浩 二
農 政 課 参 事	石 山 智
国 営 農 地 再 編 推 進 室 長	阿 部 信 幸
商 工 観 光 課 長	橋 本 啓 二
都 市 建 設 課 長	石 山 康 行
上 下 水 道 課 長	樋 口 範 幸
総 務 係 長	浅 井 理 登
財 政 係 長	片 岡 辰 三
教 育 長	

学 校 教 育 課 長	淵	野	伸	隆
町 民 学 習 課 長	中	村	正	人
こ ども 未 来 課 長	齊	藤	徹	
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	三	橋	公	一
有 島 記 念 館 長	寺	島	弘	道
代 表 監 査 委 員	佐	竹	三	郎
農 業 委 員 会 会 長	荒	木	隆	志

○出席事務局職員

事 務 局 長	高	瀬	達	矢
書 記	佐	藤	秀	美

◎開会の宣告

○議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は 10 名です。

定足数に達しておりますので、これより令和 5 年第 6 回ニセコ町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、議長において 7 番、斉藤うめ子君、8 番、木下裕三君を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（青羽雄士君） 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 14 日までの 9 日間にしたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 9 月 14 日までの 8 日間に決しました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（青羽雄士君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、黒瀧敏雄君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長・農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、山田浩二君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、阿部信幸君、都市建設課長、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、樋口範幸君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、淵野伸隆君、町民学習課長、中村正人君、こども未来課長、齋藤徹君、学校給食センター長、三橋公一君、有島記念館長、寺島弘道君、代表監査委員、佐竹三郎君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告 4 件と、株式会社キラットニセコ、株式会社ニセコリゾート観光協会、及び株式会社雪森考舎における令和 4 年度の町の財政的援助等に係る事務・事業の監査結果報告書、教育委員会より令和 4 年度ニセコ町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書

を受理しております。また、全後志・脱原発行動隊長から泊原発のすみやかなる廃炉を求める陳情書1件を郵送により受理しております。それらの内容はお手元に配付したとおりです。

次に、6月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は別紙報告書のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（青羽雄士君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） 第6回ニセコ町議会定例会にあたって、行政報告を申し上げます。本定例会もどうぞよろしく願いをいたします。

それでは、まず総務課の関係であります。1として、令和5年度普通交付税の算定状況、記載のとおりとなっております。当初予算が地方交付税におきましては19億6,500万円、現在決定額が20億3,509万8,000円となっております。7,009万8,000円の留保額があるというような状況でございます。

その下2として、後志町村会の役員会・臨時総会がそれぞれ記載のとおり開催されております。

その下3として、後志広域連合の状況であります。第2回の後志広域連合会が8月4日、後志広域連合臨時会が8月25日、それぞれ開催されております。

次、2ページ目をおめぐりいただきまして、羊蹄山ろく消防組合等の関係等、記載のとおりとなっております。

ずっと中ほどから下段を見ていただきまして、8として、札幌弁護士会との懇談についてということで、6月19日開催しております。これにつきましては、これまでニセコ町は裁判外紛争解決手続、ADRと一般に言われておりますが、これについて札幌弁護士会との在り方の協議をずっと続けてきております。今回はまちづくり基本条例第33条における苦情等の対応のための機関について、札幌弁護士会において第三者機関としての設置の可能性についての意見交換をさせていただいたところであります。

以下、各政経セミナー、執行等の状況について、3ページまで記載のとおりとなっております。

3ページ目の下段のほうであります。12として、世界首長誓約運営委員会の参加ということで、6月7日に駐日欧州連合代表部において開催をしております。

次、4ページ目であります。14として、ニセコ蒸留所所蔵庫新築工事の地鎮祭が8月4日、曾我で行われ、副町長が出席しております。

その下16として、一般社団法人地域活性化センターとの地方創生に向けた人材育成に関する連携協定締結と職員研修を6月20日、合わせて行っております。この地域活性化センターは、総務省におられた椎川忍理事長が強力に推進しているものでありまして、連携協定によって各自治体が人材育成アクションプランを作成し、職員研修等を含めた人材育成のプログラムをつくらせると。これにしまして、3年間にわたって地域活性化センターより研修への助成が行われるというような制度でござ

ざいます。

その下 17 として、北海道縄文のまち連絡会総会がニセコ町民センターにおいて 8 月 9 日に開催されております。北海道縄文のまち連絡会につきましては、現在会長は堀井敬太伊達市長ということで、各市町村長が集合して意見交換させていただいたところでございます。

一番下 20 として、健康省エネルーム推進シンポジウムと書いておりますが、これまで何度かご報告させていただきましたが、国交省・厚労省・環境省のそれぞれのキーパーソンが集まっていたいて、一部屋だけでも断熱する断熱改修に向けて国の補助制度を創設するというようお願いをずっとしておりまして、昨年補正予算において窓枠改修等につきましているような基準がありますが、おおむね 8 割近い補助制度が補正予算でできました。これにつきまして、今後さらに小さい一部屋だけでも高齢者や年金暮らしの人も利用できるような国の補助制度を制度化してほしいという要請活動を続けている一環の中のシンポジウムということでございます。

次に 5 ページ目めくっていただきまして、22 として、土地の寄贈について記載のとおり書いてございます。その下 (2) として、町有財産 (土地) の取得ということで、44,653 m<sup>2</sup>につきまして環境保全用地として購入をさせていただいているところであります。

その下 23、山菜採りの遭難捜索支援ということで、6 月 13、14 日に消防ニセコ支署をはじめ、役場職員も捜索に加わっているというような状況であります。

24 として、物資調達輸送支援システムフォローアップ訓練を 6 月 21 日、ニセコ町で実施しております。

その下 25 でありますが、災害ボランティアセンターの設置、運営などに関する協定を 6 月 22 日、ニセコ町社会福祉協議会と締結をしております。近年の災害多発の状況から、ボランティアセンターの迅速な設置と運営について協定をしたということでございます。

次に 6 ページ目でございますが、27 として、災害などの大規模断水に備えた応急給水用資機材の取扱訓練を、7 月 5 日にニセコ消防等のご支援を得て実施しているところであります。

以下、自衛隊関係の関連事業について記載しておりますとともに、防災関係についても併せて記載してございます。

7 ページ目をおめくりいただきまして、中段以降、36 から泊発電所の安全確認協定等防災の関係について記載をしております。

8 ページ目の 40 として、泊発電所の安全確認協定に関する連絡会が 7 月 31 日に札幌で開催されており、情報共有を行ったというような状況でございます。

その下 43 として、地域ケア会議への講師の派遣ということで、現在防災専門家にいろんな場で講師として派遣していただいて、防災意識の高揚を図っているという状況でございます。

次 9 ページ目、おめくりいただきまして、企画環境課の関係でございます。1 として、北海道新幹線と高速道路の関係、それぞれ開催しておりますので記載しております。その (3) として、北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会総会が 6 月 23 日に小樽で開催されております。

その下 2 として、後志総合開発期成会の関係、以下のとおり記載しております。(1) 小樽・後志要望を 6 月 23 日、小樽開発建設部、あるいは後志総合振興局に対して行っております。その下 (2) 北

海道要望ということで、私は商工観光の部会長を拝命しておりますので、その関連についての要望を6月26日に北海道開発局をはじめ、記載のとおりそれぞれの機関に行っているところであります。

(3) 中央要望ということで、6月29日に環境省・観光庁・総務省・経済産業省について要請活動を行ったところでございます。

次、10ページ目をおめくりいただきまして、ニセコエリアにおけるタクシー供給不足解消に関する会議ということで、北海道ハイヤー協会との会議、あるいは冬季のニセコエリアにおけるタクシー確保に関する協議をそれぞれ記載のとおり行っているところであります。現在10台をこのエリアに投入するというので予定をし、話が進んでいるという状況でございます。

その下4として、ニセコ町地域公共交通活性化協議会が6月21日、地域公共交通計画の策定についてほか、協議をさせていただいたところであります。

その下5として、北海道後志地域公共交通活性化協議会が7月6日、倶知安町において開催されております。

7として、第6次ニセコ町総合計画策定に向けた取組ということで、6月15日に第2回の総合計画策定審議会が開催され、(2) 大人向けのワークショップが4月13日にニセコ町民センターで開催されております。それぞれ2035年のニセコ町の将来について議論をさせていただいたところであります。次に11ページ目、(3) 子供向けワークショップということで、8月4日に「2035年のニセコ町はどんなまちであってほしいか」ということで議論をしているところであります。(4) ニセコ町総合計画第1回策定委員会が8月29日開催されております。

その下9として、広域連携推進検討会議羊蹄山麓ブロックについて。これは後志総合振興局主催であります。各構成自治体との協定に基づいて開催しているものでありまして、広域連携の加速化事業について、例えば水道についての広域化ができないかというようなことの議論といたしますかね、そういう話し合いをしております。

10として、後志地域づくり連携会議羊蹄山麓ブロックについて。これは開発局と後志振興局が共催で毎年開催しております。開発局の所管の事業、あるいは北海道が所管する事業、それぞれを出し合いながら各自治体の首長と意見交換をして、総合的な政策を進めていきたいということで進めているものでありまして、今回のテーマは主にはゼロカーボン北海道の実現ということで、これについて意見交換をしたところであります。

11として、国際交流事業の実施状況について。国際交流員(CIR)の委嘱ということで、リン・チン・ジョウさんがカナダから来ていただいております。その下(2)として国際交流事業、12ページまでそれぞれ皆さんによって行われておりますし、12ページの中段(3)ニセコフレンズということで、ニセコ町の国際交流推進協議会において、4月24日に意見交換会が行われております。また、(4)としてニセコ町国際交流新聞の発行等、活動していただいているところであります。

12として、地域公共交通改善事業の実施状況ということで、デマンドバスの運行状況、記載のとおりとなっております。

次に13ページ目をおめくりいただきまして、13として、ふるさとづくり寄附、ふるさと住民票の状況、各表のとおりとなっております。基金残高につきましては、7月31日現在8,800万円ほどと

いうことになってございます。またその下(2)として、地域別寄附者等、記載のとおりとなっております。また、「ふるさと住民」の登録者数は現在184人となっております。

その下14、防災ラジオの配布状況は記載のとおりとなっております。

14ページ目をおめくりいただきまして、こんにちには町長室ですとかまちづくりトークの状況、記載のとおりとなっております。

17として、広報紙の特集記事を記載してございます。

18として、行政視察の受入状況ということで、記載のとおり団体の受入を行っております。なおこれまで同様こういった視察につきましては、ニセコ町内に宿泊することが条件ということで受けさせていただいております。

次に15ページ目をおめくりいただきまして、19、水生昆虫の観察会を今年もやっております。

20として、第13回水資源保全審議会を8月2日に行っております。審議会の会長は現在、松井佳彦北海道大学大学院名誉教授をお願いをしているところであります。今般ニセコ町の地下水保全条例の見直しについてご検討いただいたところであります。

21として、ニセコ地域地熱発電の資源量調査における蒸気噴出事象の発生についてということで、以下蒸気の噴出事案について蘭越町を含めて説明会が開催されております。以下16ページ目までそれぞれ会議を行っております。16ページ中段26、地熱蒸気噴出抑制作業の完了ということで、8月29日、井戸に鉄板の蓋を取付けて一応閉鎖作業が完了したということでありまして、今後事業者におきまして、被害対策について万全を期したいということで説明を受けているところでございます。

その下27として、ニセコ中央倉庫群指定管理の状況ということで、利用者の数、記載のとおりとなっております。

次に17ページ目をおめくりいただきまして、28として、ニセコ中央倉庫群の施設利用料金の過誤徴収に関する対応ということで、ニセコ中央倉庫群の一般利用者が施設を貸館利用する際に、町条例で定められた範囲を超過した利用料金を設定し、過誤徴収していたことが判明しました。これらにつきまして、一つは(1)として書いてありますが、現指定管理者分ということで株式会社住まいるニセコにおいて返金額40,553円、122件の対象ということで現在手続作業を進めているところであります。その下(2)として、旧指定管理者分ということで返金金額26,820円ということで、これにつきましては旧指定管理者の特定非営利活動法人ニセコ倉庫邑が解散しておりますので、町のほうで返金手続を進めるということになってございます。これは消費税分を取っていたということで、その分の間違いということが主な要因でございます。これにつきましては、また適正に対応してまいりたいと考えております。

その下29として、移住フェアへの出展ということで、それぞれ移住フェアに参加をしております。

30として、おためし協力隊の実施ということで、記載のとおりとなっております。

次に18ページ目を見ていただきまして、税務課の関係でございます。1として、町税の収納状況ということで記載のとおりとなっております。これにつきましては税務職員に頑張ってもらって、現在徴収率についてはきちっと進められているような状況であります。



その下2として、宿泊税に関する検討状況。前回の行政報告以後の関係につきまして、6月7日に公益社団法人南後志法人会ニセコ地区会総会で宿泊税の状況についての説明をさせていただいているところでもあります。また(2)として、6月16日に宿泊事業者との個別意見交換会も開催しております。(3)として宿泊税に関する職員研修を公開で7月18日に実施しております。(4)として北海道主催の「観光振興を目的とした新税に関する懇談会」と「新税の検討に係る市町村意見交換会」への参加ということで、8月1日に札幌市で開催されておりました、発言権のないオブザーバーとしてニセコ町から以下のとおり2名参加しているところでもあります。次19ページ目をおめくりいただきまして、(5)8月10日に北海道観光振興監が来庁されて、北海道における宿泊税の検討状況について説明を受けたところでもあります。現在、北海道におきましては定額一律100円ということで検討しており、免税点は設けないという方向であるという話がありました。私はこれまでどおり、基本的に宿泊税については道の目的になじまないのではないかとということをお話しさせていただいて、検討するのであれば入域税が妥当でないかという意見は引き続きお伝えさせていただいたところでもあります。

その下、町民生活課の関係であります。1として、令和5年度ニセコ町民センターの利用状況について記載のとおりとなっております。

2として、住民基本台帳ネットワークの運用について、マイナンバーカードの状況は記載のとおりとなっております。令和5年7月末現在、申請件数で88.4%、交付件数で76.5%となっております。ニセコ町独自の綺羅ポイントへの付与事業につきましては、付与実績が1,394件というような状況となっております。

その下3として、一般廃棄物の処理状況について(1)ごみ収集量の実績、記載のとおりとなっております。観光客の伸びによって、その分伸びているような状況であります。(2)使用済小型家電の収集を記載のとおり行っております。

次に10ページ目、4として、交通安全運動の推進ということで、(2)として令和5年度ニセコ町交通安全推進委員会の総会、(3)ニセコ町交通安全協会の総会、それぞれ6月27日に町民センターで開催させていただいたところでもあります。(4)夏の交通安全運動を記載のとおりそれぞれ行っているところでもあります。

5として倶知安地方防犯協会連合会、6として倶知安地区暴力追放運動推進協議会のそれぞれの総会等が行われているところでもあります。

21ページ目をおめくりいただきまして、7として、札幌弁護士会のご協力により無料法律相談会を6月6日、7月4日、8月1日ということで、毎月開催させていただいているところでもあります。

8として、食中毒警報の発令状況、記載のとおりとなっております。

9として、狂犬病の予防注射の実施ということで、6月6日と7日それぞれ記載のとおりとなっております。

次に保健福祉課の関係であります。1として、ニセコハイツの定員に対して入所者の状況、きら里の現在の状況、それぞれ記載のとおりとなっております。

2として、新型コロナウイルスワクチンの接種状況を記載させていただいております。

22 ページ目をおめくりいただきまして、3 として各種健康診査等の実施状況ということで、記載のとおり様々な健康診査、パパママセミナーをはじめ、虫歯の予防接種等 22 ページから 24 ページまで書いてございます。23 ページ目の中段には産後ケアの相談状況、あるいは対がん協会の健康診査、24 ページには女性の健診等それぞれ行っていることを記載しております。

24 ページ目の下段のほうであります、4 としてエキノコックス駆除作業ということで、6 月 23 日、7 月 28 日、8 月 25 日に町内一円でベイトの散布をボランティアの皆さんによって実施しております。このことによってエキノコックス症の発見率も相当低くなっているような状況で、ボランティアの皆さんに大変感謝をしているところであります。

5 として、令和 5 年度地域包括支援センターの運営状況ということで (1) 総合相談件数、介護相談が 93 件、関係機関の連絡調整 196 件、訪問件数 376 件というような状況になってございます。以下、地域ケア会議の状況について記載してございます。次の 25 ページ目、(3) 介護予防事業、高齢者の声かけをはじめ、ボランティア懇談会まで記載のとおりとなっております。また (4) 家族介護交流会を 4 月 24 日に行っております。(5) 介護予防プランの作成状況ということで作成件数が 133 件、(6) 介護予防ケアマネジメント 132 件となっております。(7) 救急情報キットにつきましては、現在まで延べ 399 件の配布をさせていただいたところであり、(8) 認知症予防の初期集中支援チームの会議を記載のとおり開催しているところであります。

次 26 ページ目、農政課の関係であります。1 として、町内の主要農作物の生育状況ということで、後志農業改良普及センターの調べの状況を記載してございますが、今般の暑さの影響によると思われる高温障害による被害がブロッコリーについて見られること、それから小豆につきましては害虫が異常発生するというので、被害の拡大というのが大きく懸念されているような状況になってございます。

その下 2 として、経営所得安定対策に係る現地調査ということで、担当課のほうで実施をしているところであります。

3 として、ニセコ小学校の田植体験等記載のとおりとなっております。

4 として町営牧場の運営状況、入牧件数等記載のとおりであります。

その下 5 として、有害鳥獣駆除業務の実施状況ということで、実施期間は令和 5 年 4 月 1 日から、すみません、これ間違っていますね、申し訳ございません。令和 6 年 3 月 31 日までの期間で実施しているということでございます。現在の状況は下の実績等で書いておりますが、ニホンシカにつきましては捕獲が 22 頭、アライグマにつきましては 167 頭、捕獲指導は 90 回という状況でありまして、有害鳥獣に関しましては猟友会の皆さんが大変なご尽力で、現在 18 名の皆さんが活躍しているということで、大変厚く感謝を申し上げているところであります。

次に 27 ページ目をおめくりいただきまして、それぞれ会議を行っておりますが、中ほど 8 として、株式会社ニセコ雪森孝舎第 1 期定期株主総会が 7 月 24 日に町民センターで開催されております。

9 として、明暗渠掘削特別対策事業の実施状況ということで、記載のとおり 8 件について対応している状況であります。

その下から国営農地再編推進室の状況であります、1 として農業農村整備の集いへの参加という

ことで、6月15日に東京で開催されておりまして、農業農村整備予算の確保に向けた大会に参加をしているところであります。

3として、令和5年度農業農村整備推進委員会が6月1日に札幌で開催されておりまして、北海道からの要望事項について検討しているところであります。

次28ページ目ではありますが、4として北海道土地改良事業団体連合会臨時総会が8月25日に書面で開催されているところであります。

6として、北海道国営農地再編整備事業推進連絡協議会の総会が8月4日に札幌で行われております。

次に商工観光課の関係であります。1として、ニセコ町観光大使の林家木久扇師匠ご一家が8月30日にニセコ町役場へご訪問いただきまして、ラジオニセコにも出演いただいたところでございます。

2として、ニセコ山系観光連絡協議会、それぞれの事業、(1)ニセコ山開きが6月2日、五色温泉にありますニセコ神社で、(2)ニセコ山系クリーン作戦が6月27日、29ページおめくりいただきまして(3)ニセコ山系湖沼探勝コース整備と観光資源現況調査が6月28日に、それぞれ行われてございます。

3として、株式会社キラットニセコ株主総会が6月22日にニセコ町民センターで開催されております。

4として、株式会社ニセコリゾート観光協会株主総会が6月23日、同じくニセコ町民センターで開催されているところでございます。

5として、観光審議会が6月1日と7月19日にそれぞれ開催されておりまして、宿泊税の検討、観光振興ビジョンのフォローアップについて意見交換をさせていただいたところであります。

6として、道の駅ニセコビュープラザの再整備基本設計についてということで記載してございますが、現在高速道路の線形につきまして国土交通省により検討が進めてられておりまして、今後インターチェンジの状況も随時公表されていくのではないかと考えております。高速道路の線形とインターチェンジの状況等を見定めて、次の作業に着手をしていきたいと考えているところであります。

次に30ページ目ではありますが、7としてキラカード会総会、8としてニセコ商工会関連の会議について記載のとおりとなっております。

9として、東京ニセコ会のニセコ町訪問ということで、東京ニセコ会の皆さんが7月2日から4日までニセコ町に来て、視察をされたり懇談をさせていただいたところであります。

以下、温泉関連ですとかマウンテンリゾート研究会シンポジウム、北海道観光振興機構の通常総会等記載のとおりでございます。

次に31ページ目、14として、令和5年度国民保養温泉地協議会総会が長野県青木村で開催されております。国民保養温泉地協議会につきましては私が会長を仰せつかっておりますので、全国でこの国民保養温泉地協議会の知名度といいますか、その参加する価値を上げるため、現在ホームページ等の改修作業を行っておりまして、広く国民保養温泉地の効果について認識をいただくこととして進めているところであります。

16として、羊蹄ニセコ自転車走行協議会総会について、17としてWIT JAPAN&NORTH ASIA2023

という国際的なイベントにてニセコ町のPRをさせていただいたところであります。

17として、カーシェアリングの実証試験ということで7月1日から10月31日、現在JRニセコ駅前駐車場に1台、町民センター駐車場2台置いて、カーシェアリングというものがニセコ町のような人口の少ない場所でどの程度利用があるのか、そのことによって今後のカーシェア社会をどうしていくかという検討をしていきたいということで考えております。8月末までに現在72件の利用があったということでもあります。

その次32ページ目、19として、スキマバイトサービスの活用事業説明会を開催しております。このスキマバイトサービス、株式会社タイミーという会社と協定を結んで進めていく方向にしております。現在利用登録者数がニセコ町内で319名の皆さんが登録されており、倶知安町が777名、蘭越町が116名ということで、このニセコ観光圏にわたる三町だけでも1,212名の皆さんが、スマートフォンでアプリから行いますが、登録をされているということでもあります。事業所につきましては倶知安町が26事業者、ニセコ町も23の事業者が登録をされているということで、今後人手不足の解消の一つの方法、それから多様な働き方という面では大変効果があるのではないかと考えております。今後こういったものを進めてまいりたいと考えているところであります。

その下20として、イベントの開催ということでニセコクラシック、アークラリー・カムイ、アドベンチャーレースが開催されております。

21として、スカイバスニセコの出発式が11月15日にJR倶知安駅前で行われているところで、運行期間、乗車実績等記載のとおりとなっております。

22として、スカイバスの体験会ということで、ニセコリゾート観光協会が主催され、ニセコ町内の観光事業者・関連の皆さんに乗っていただいて意見交換をさせていただくというイベントを8月30日に開催しているところであります。

23として、第43回小さなふるさとづくり「七夕の夕べ」花火大会が実行委員会の主催で開催されております。ニセコにはなくてはならない大きな夏の風物詩となっております。こういったものを引き継がれている実行委員会の皆さんに心から感謝を申し上げたいと思います。8月5日に記載のとおりの内容で開催されております。

24として特急ニセコ号の運行ということで、JR北海道さんのご配慮によりまして、特急ニセコ号の運行を記載のとおり16日間開催されているということでございます。

25として、日本航空中国地区販売会議が行われておりまして、それに伴いニセコリゾート観光協会の主催によってニセコ町の視察と交流会が8月29日に行われております。実際に滞在している中国関係のそれぞれの支店の幹部の皆さんが集まって意見交換しているという内容であります。今後こういった会議については、町としても積極的に誘致を進めてまいりたいと考えております。

次に34ページ目、26として、ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」への入館状況、記載のとおりとなっております。入館者につきましてはかなり増加傾向にあるというようなことでございます。

27として、にぎわいづくり起業者等サポート事業の実施状況ということで、利用者数についてそれぞれ記載してございます。

28として、ようてい地域消費生活相談窓口の運営状況について、相談受付件数等記載のとおりと

なっております。

次に、都市建設課の状況であります。1として、全国高速道路建設協議会総会が東京で開催されております。現在無電柱化を推進する市区町村長の会というのがございます、こちらの定期総会も東京で開催されているところであります。現在これらに参加する中で、日本の無電柱化に関するお金は非常に高く、ヨーロッパや海外から見ると3倍以上するようなシステムが構築されているということでありまして、多様な施工の仕組みを日本でも許可する仕組みにしてほしいということで、要望活動を行っているところでございます。

35 ページ目、3として、ニセコ町営住宅入居者選考委員会が7月25日、8月24日に開催されております。

4として建築ガイドラインの策定に関するまちづくり町民講座の開催ということで、8月24日に開催をしております。

5として、国土利用計画法に基づく土地取引の状況について、記載のとおりとなっております。

6として、景観条例に基づく協議状況につきましては、開発事業について現在4件というような状況でございます。

次に36 ページ目ですが、上下水道課の関係であります。1として、宮田地区配水管破損事故につきまして、8月4日午前9時10分、宮田地区で民間事業者の方が民間で行う工事現場の重機により事故に至ったということで、被害状況につきましては後段のほうに書いてございますが、断水の影響を受けた世帯は24件、給水ポリタンクの配布は2件ということです。約50分間断水したという状況でございます。

次に農業委員会の状況ですが、1として、農業委員の改選ということで会長に荒木隆志さん、会長職務代理者に大野智美さんがそれぞれ選出されています。なお後段に書いておりますが、諸事情によりお一人の方が辞退しておりますので、改めてお一人の公募を行うこととさせていただきます。

37 ページ目、上段からそれぞれ農業委員会の各種会議について記載のとおりとなっております。

後段、消防組合ニセコ支署の関係ですが、1の消防団幹部会議の開催、2として消防演習を6月22日にニセコ町運動公園で開催しております。

3として、羊蹄山ろく消防組合議会臨時会が6月27日、本部において開催されております。

4として、ニセコ町少年消防クラブの学習会が6月17日から3回、記載のとおり開催されております。

5として、消防避難訓練指導ということで、6月5日のニセコ高校から始まり、それぞれの事業所や学校でこういった訓練指導が行われているという状況であります。

39 ページ目、6として救命講習ということで、それぞれ記載のとおり開催されております。

7として、ニセコ支署の災害出動ですが、41 ページまで警戒出動・捜索出動・山岳救助出動それぞれ記載のとおりとなっております。

42 ページ目、8として、ニセコ救急の出動先別出動状況についてそれぞれ記載のとおりとなっております。

以下、43 ページ目から委託業務の状況、建設工事等の状況について記載しておりますので、後ほ

どご覧賜ればありがたいと思います。

以上で第6回ニセコ町議会定例会に当たっての行政報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 次に、教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） それでは、第6回ニセコ町議会定例会におきまして、教育行政報告をさせていただきます。お手元に配布した資料、それからタブレットのほうにつきましては002と007をご参照いただければと思います。

それでは1、教育委員会の活動状況。(1)教育委員会議につきましては、①令和5年度第5回定例会が7月12日開催されてございます。報告事項につきましては記載のとおりでございます。議案につきましてはニセコ町社会教育委員の委嘱についてということで、あそぶっく関連で1名、理事長が変わったということで、追加で委嘱をさせたところでございます。②第6回臨時会におきましては、8月21日協議案としまして全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」へのニセコ町の結果の掲載についてということで、ニセコ町の結果を全道的・全国的に公表することに同意するという内容のものでございます。報告事案につきましては記載のとおりでありますけれども、ニセコ町立北海道ニセコ高等学校における令和6年度海外見学旅行の実施について、来年度のものでありますけれども道教委へ前年度中に協議を上げるということで、協議をしたところでございます。議案につきましては、今年度の教科書採択ということで、小中・高等学校について採択されてございます。特に今年度は小学校の教科書が変更になったということで、後半ご説明させていただきますが、採択協議会等で協議をしたところでございます。ちなみに来年度は中学校の教科書が変更になる予定でございます。④第7回定例会、9月4日開催でございます。協議案としましては、令和6年度の当初予算について各学校の要望事項をヒアリングをしたところでございます。報告は記載のとおりでございます。議案につきましては、幼児センター・こども館の来年度の募集要項について決定したところでございます。令和4年度のニセコ町教育委員会の活動状況に関する点検・結果報告書について協議をいただいたところでございます。

(2)教育委員会活動状況の点検・評価ということで別途資料を提出してございますけれども、外部評価委員会が8月23日に開催されまして、令和4年度のニセコ町教育委員会の活動状況に関する点検・評価をいただいたところでございます。2ページをご覧ください。上段のほうに具体的にその結果、別添の報告書のとおりでございますけれども、全般的に4年度についてはコロナ感染症が減少傾向になり、スポーツ関連の事業等を具体的に実施することができたということで、おおむね上向きに評価いただいたところでございます。

(3)後志管内市町村教育委員会次・課長会議に学校教育課長が出席してございます。

(4)第2回後志管内市町村教育委員会教育長会議が7月14日に開催され、当面する教育の諸課題について、後志教育局のほうから指導・助言等がございました。

(5)後志管内教育委員会協議会教育長部会教科書採択協議会が7月11・13日、ニセコ町で開催されてございます。この中身については教科書選考委員会のほうからの報告を受けるというものでございます。

(6) として、教育委員視察研修ということで、7月20日に安平町立早来学園、安平町鉄道資料館を視察したところでございます。最近ちょうど北海道の地震の関係で、皆さんもご承知かと思いますが、安平町は復興に向けた取組の中で大変大胆な学校づくりをしているということで、大変取組が有効であり参考になったところでございます。

(7) 北海道市町村教育委員会研修会、7月21日にライフオート札幌で開催されてございます。講話として「教育現場における多様な性の理解」、行政説明として「特別支援教育の充実について」ということで講演をいただいたところです。また、洞爺湖教育委員会、下川町教育委員会の教育長さんのほうから事例発表がございました。

(8) 北海道市町村立農業高等学校振興対策協議会役員会につきましては、参加9校中なんですけれども、ここ2、3年教育長がちょうど替わる時期でございまして、そういう会則の見直し、組織役員の在り方等を含めて検討をしたところでございます。

3ページをお開きください。(9) 教育長による薩摩川内市表敬訪問ということで、4年ぶりにニセコ町から薩摩川内市へ子どもたちが行くということで、昨年12月には薩摩川内市のほうから30名ほどの小・中学生が来訪していたところでございますけれども、本年度ニセコ町からも行くということで、久しぶりということで教育長として私も薩摩川内市長と教育長へ表敬訪問をして、今後の在り方等について協議をしたところでございます。子どもたちにとってはいろいろと大変参考になる取組がございました。

(10) 第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会。こちらでニセコ高校の令和8年度総合学科への方向について提案され、つい先日決定ということで新聞等にも報道されていたところです。

(11) 転入教職員校外地域研修。こちらでもコロナの関係で実施できておりませんでした、4年ぶりに開催し、副町長によるニセコのまちづくりについて講話と町内の施設を見学したということで、転入した新たな職員についてはニセコ町を知る大変重要な機会になったということで、今後とも続けていきたいと考えております。

(12) 後志管内市町村教育委員会臨時教育長会議ということで、8月21日に急遽リモートで開催されたところです。管内の中学生の自殺という大変痛ましい事故があったということを受けての緊急の会議でございました。

(13) 第1回後志管内公立小中学校教職員人事推進会議については、来年度の人事について協議をしたところでございます。

(14) 北海道教育委員会教育行政事務打合せということで、今後の人事、あるいは高校改革等について北海道教育委員会に直接行って、関係課長・補佐等と協議をしてきたところでございます。

次に4ページでございます。2、学校教育の推進。(1) 学校運営につきまして、①学校行事等については参観日・遠足・旅行的行事・運動会・校内陸上大会等について、記載のとおり実施されてございます。体験学習として近藤小学校・ニセコ小学校、それぞれ田植体験ということで、6月2日に平松様の圃場、それから6月13日は三浦様の圃場を活用して体験できたということで、改めて感謝申し上げます。また、農作業体験ということでニセコワイナリーのほうでも体験をさせていただいております。今年度、道立教育研究所附属理科教育センターによる移動理科教室ということで、

いろいろな最新の備品を積んだ移動バスということで、中学校の玄関先のところにとめていただいて、そこでいろいろ指導を受けるということですが、本当にしばらくぶりにニセコ町に来たいいただいたということです。②会議・研修につきましては、校長会議・教頭会議は記載のとおり開催されてございます。5 ページ、学校間地域連携協議会につきましては、記載のとおり開催されてございます。③中学校各種大会参加状況につきましては、中体連の参加状況については記載のとおりでございます。後段全道大会の参加ということでは、水泳と卓球が全道へ出場し、武田君と男子団体が健闘したということで、今後に期待したいところでございます。

(2) 指導訪問につきましては、指導主事の訪問が各小中学校、記載の期日に実施されてございます。また、②学校経営指導訪問ということで、記載の期日に後志教育局の義務教育指導監が訪問し指導助言を受けたところでございます。

(3) として生徒の状況ですけれども、在籍児童生徒の一覧表につきましては記載のとおりです。大きな変動は特にございません。

(4) 特別支援教育の状況につきましては、①特別支援員等の配置状況については記載のとおりでございます。②後志中地区通級指導協議会総会・交流会、並びに③後志中地区教育支援協議会事務担当者会議が記載の期日で開催されております。7 ページ、④第 1 回ニセコ町教育支援委員会が 7 月 10 日に開催され、例年よりも早めの対応ということで、先ほどの中地区の会議の結果を受けて、町内での今後 3 回開催される計画等について協議をしたところでございます。

(5) ニセコスタイルの教育ということで、①ニセコスタイルの教育推進委員会が 6 月 23 日、②コミュニティ・スクールに関わる委員会が 6 月 28 日、③コミュニティ・スクールの広報部会・企画部会につきましては、それぞれ 7 月 6 日、7 月 12 日に開催されてございます。④ニセコスタイルの教育英語教育研修会につきましては、夏休み明けの 8 月 22 日にニセコ高校を会場に英語授業の研修、それから「英語村」の取組についてということで、講師には京都市立日吉ヶ丘高校のオオハシ クリス先生に来ていただき、公開授業も含めた形で参加者につきましては広く小中高の先生方、コミュニティ・スクール委員、ニセコ高校魅力化検討委員の 2 名の方も参加していただいたところでございます。

8 ページ、(6) 教科書採択についてということですが、第 4 地区教科書採択教育委員会協議会の第 2 回が 7 月 24 日、第 3 回が 8 月 10 日に開催されてございます。あわせて教科書展示があそぶつくを会場に 6 月 15 から 28 日に開催され、意見等については 1 件提出がございました。

(7) 学校保健にかかわりまして、①フッ化物洗口の実施状況ですが、ニセコ小学校の 1 年生 16 名、2 年生 26 名が参加してございます。②教職員定期健康診断が 8 月 2 日に開催されてございます。

(8) 学校安全につきましては、「子ども 110 番の家」防犯模擬訓練が今年度はコロナの影響もないということで、街頭での実施訓練として町内のファッションアオバさん、前田商店さん、渡辺薬局さんのご協力・ご理解をいただいて実施させていただいたところでございます。児童につきましてはニセコ小学校 5 年生、近藤小学校 5 年生合わせて 48 名の参加でございました。

(9) ニセコ高等学校関係ですけれども、①ニセコ高校の田植え体験、サスティナブル研修、それから 9 ページのほうに行きまして、今年度はコロナも減少ということで、ニセコ高校の学校祭を公開



で実施した結果、来場者が4,100名を超えるという大変盛況な状況でございました。特に地元企業さんの出店や協賛等ご協力を得て、花火を打ち上げるというようなことで大変盛り上がっていたところでございます。大学等の交流事業につきましては、札幌国際大学・マードック大学・北星学園大学・筑波大学大学院の留学生ということですが、記載の期日、学校あるいは町内においての研修をしたところでございます。②具体的に生徒募集に向けた活動ということで、中学校での学校説明会、管内の中学校訪問、記載の状況で取り組んでいるところでございます。学校説明会については札幌市のほうで開催し、中学生9名、保護者16名の参加ということ、それから一日体験入学がニセコ中学校2年生を対象に8月18日、翌日19日には管外管内含め、中学3年生が32名、保護者が40名、道外広く、遠くは福岡とか福島とかそちらのほうからも参加していたというふうに聞いております。今年度みらい留学ということで、急遽予算をつけていただいたところですが、オンラインでの合同説明会を現在のところ3回開いていただき、参加した状況につきましては記載のとおりで、想定以上の参加があったと聞いています。③全国高等学校定時制通信制体育大会につきましては、全国大会には柔道・卓球がそれぞれ出場したところでございます。10ページ、④北海道学校農業クラブ連盟意見発表大会が6月30日、それから⑤日本学校農業クラブ北海道連盟全道技術競技大会が8月8日に開催ということで、全国大会の出場権を得ているところでございます。

(10) 新聞報道等にも載りましたが、個人情報流出があったということでございます。これは先ほどの学校説明会へのエントリーする申込みのフォームの中で、たまたまボタンを押すと前の人の入力状況が見えるということでした。いわゆる30人分がどんと見えるという状況ではなかったため、各中学校、各個人へ学校が個人的に全部電話対応したところ、具体的に個人情報の流出被害はなかったというふうに報告をいただいているところでございます。

(11) ニセコ高校魅力化の検討ということで、①ニセコ高校教育課程検討専門委員会が6月30日、それから、②先進地視察として島根県立隠岐島前高校・隠岐国学習センターへ6月19日から21日視察をしております。また、福島町青少年交流センター新潮学舎、これは福島商業高校の寮ということですが、新たに完成したということでそちらのほうを視察したところでございます。また、東京理科大学長万部キャンパスの学生寮についても視察したところでございます。

11ページをお開きください。大きな3として、子育て支援、幼児教育・保育の推進ということで、(1) 子育て支援・子どもまちづくり関係につきましては、こどもまちづくり委員会が7月11日に開催され、子どもたちに委嘱状を交付したところでございます。小中高合わせて14名協力をいただいたところでございます。引き続き、第6次ニセコ町総合計画子どもワークショップが8月4日に開催されているところでございます。②ファミリーサポートセンター利用状況については記載のとおりでございます。

(2) 幼児センター関係の行事といたしましては、記載のとおりそれぞれ実施されてございます。12ページをご覧ください。登山遠足については天候のため変更したということでございます。園児のフッ化物洗口につきましては、5歳児23名、4歳児22名実施してございます。③園児の安全ということで、記載の日には避難訓練を実施してございます。④入園児童の状況ということで記載のとおりでございます。大きな人数的な変更はございません。また、④預かり保育の状況につきましても

記載のとおりでございます。

(3) 子育て支援センターの登録者につきましては記載のとおりでございます。前年度に比べて若干増えている傾向でございます。13 ページお開きください。①子育て支援センター利用状況、②一時保育の状況、③休日保育の状況につきましては表のとおりでございます。後ほどご確認いただければと思います。④子育て講座等事業実施の状況につきましては、そこに記載のとおり開催されてございます。14 ページのほうに行きまして、子育て講座等では「親子で歯磨きレッスン」が7月6日に開催されてございます。それから、8月23日には「救急講座」が実施されております。

(4) 放課後事業関係につきまして、①ニセコこども館の入所状況につきましては表のとおりでございます。夏の野外活動等が記載のとおり実施されてございます。②放課後子ども教室につきましては、8月31日現在、記載の期日で開催されてございます。15 ページのほうに具体的な内容として、皿回しとかけん玉ですとか、C I Rの協力による英語教室等が開催されたところでございます。登録人数としては、近藤小学校8名、ニセコ小学校54名、計62名ということでございます。

続きまして16 ページ、4、社会教育・社会体育の推進でございます。(1) 社会教育活動につきましては、①社会教育委員会が7月6日に開催されてございます。委員長・副委員長の互選、令和5年度ニセコ町社会教育計画、年間スケジュール等について協議したところでございます。②ニセコみらいラボ(少年体験事業)につきましては記載のとおりでございます。ミニチャレ!は小学校3・4年生対象、ニセコチャレンジは5・6年生対象ということで開催してございます。今年度2回目になりますけれども、イングリッシュサマーキャンプが開催されてございます。町内のA L T、C I Rの協力を得まして、今年は英語劇に挑戦ということで取り組んだところでございます。③少年交流事業につきましては、ニセコ町少年の翼セミナーということで、7月25から28日、鹿児島県薩摩川内市に小学校6年生、23名が参加したところでございます。実際に知覧特攻記念館や水族館、海水浴など非常に貴重な経験したということでございます。続きましてその下、滋賀県高島市少年交流・体験事業受入れですけれども、高島市のほうから児童10名がニセコ町を訪問しまして、ニセコ町の子どもたちも交流ということで、パークゴルフやアイスクリームづくりを体験したところでございます。来年度はニセコ町から高島市のほうへ訪問する予定でございます。④寿大学につきまして、6月学習会は「寿大学・老人クラブ連合会合同研修旅行」ということで、北海道P C B処理事業所、国立アイヌ文化博物館の見学ということで、21名の参加でございました。また、8月学習会として「寿大学・老人クラブ連合会合同運動会」を開催し、参加者は45名でございました。楽しく実施をしたところでございます。

(2) 文化・図書活動につきまして、①有島記念館展示事業ということで、記載の事業が開催されてございます。4月からの通算ですので、人数的には多くなってございます。②有島記念館各種事業として、有島武郎没後100年連続講演会ということで、6月10日と後半のほうでまた出てきますけれども8月5日に開催をしてございます。6月11日には星座忌、それから星座忌コンサートということで、来場者65名と多くの方に参加をしていただいたところでございます。映画会が6月18日に、藤倉英幸講演会、しりべしミュージアムロードコンサート、書と音楽のライブパフォーマンス、それから久保奈月×須佐奈津子ギャラリートークが7月22日に開催されてございます。それから朗

読ということで、昨年度も実施していただいたところですが、本郷弦さんによる朗読会に44名の多くの方に参加をいただいたところでございます。ジャズピアノコンサートにつきましては8月19日、野瀬栄進さんによるピアノ演奏会ということで、85名の参加をいただいたところでございます。③有島記念館の入館状況につきましては、コロナがだんだん減少していく中で、非常に入館者が増えているという状況でございます。④鉄道遺産群関係として、一般公開を10月9日まで予定してございます。⑤有島記念館の運営委員会が6月15日に開催され、記載の内容で昨年度の事業報告、5年度の事業計画等について協議したところでございます。20ページをご覧ください。⑥学習交流センター「あそぶっく」の状況でございます。そこに記載のとおりで、前年よりは若干少ない状況でございますけれども、そのような形で多くの方に利用いただいたところでございます。⑦あそぶっくの活動状況につきましては、4月から7月の累積でございますけれども、記載のような多彩な内容を多くの方のご協力をいただいて開催してございます。後をご覧ください。

(3) 社会体育・スポーツ活動。①第33回ニセコ町運動公園開幕スポーツ大会が5月28日に開催されたところでございます。野球競技については4チーム58人の参加、それからパークゴルフにつきましては16名の参加ということで、男性の部が岩上さん、女性の部が渡辺さんそれぞれ優勝ということでございます。②第16回ふれあい町民運動会に関わっては、監督主将会議が5月24日、ふれあい町民運動会が7月2日、ニセコ小学校グラウンドで久しぶりに開催されたところでございます。町内9地区から約800人の参加があり、中央チームが優勝ということでございました。次に22ページをお開きください。③アスリート訪問事業ということで、7月16日に北海道日本ハムファイターズアカデミーから元プロ野球選手のコーチ2名を招聘し、野球の指導をいただいたところでございます。それから④第49回全町ソフトボール大会が7月23日、ニセコ町運動公園で開催され、9チーム151名の参加を得、有島チームが優勝ということでございました。⑤町民ラジオ体操につきましても、今年度は多くの参加者、延べ720名の参加をいただいたところでございます。⑥ニセコ町長杯小学生バレーボール大会が8月20日に開催されまして、参加チームも昨年の2倍ほどになってございました。

以上で教育行政報告を終わらせていただきます。

○議長（青羽雄士君） これで行政報告は終わります。

この際、議事の都合により、午前11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎日程第5 陳情第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第5、陳情第1号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情の件は、会議規則第91条の規定に基づき、産業建設常任委員会に付託します。

◎日程第6 発議第2号から日程第8 発議第4号

○議長（青羽雄士君） 日程第6、発議第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案の件から、日程第8、発議第4号 ガソリン・軽油価格の引き下げを求める意見書案の件までの3件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

木下裕三君。

○8番（木下裕三君） 日程第6、発議第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案について、提案理由を読み上げ、説明にかえさせていただきます。

北海道の森林は全国の森林面積の4分の1を占め、地球温暖化防止や林産物の供給など多面的機能の発揮が期待されており、森林資源の循環利用の確立が急務となっています。

ニセコ町では、2021年にニセコ町森林ビジョンを策定しましたが、今年3月にはこのビジョン推進の牽引・調整役となる機関として林業関連の株式会社が設立され、域内経済や資源循環の向上に向けて取り組んでおります。

将来の世代に森林を引継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産林材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要です。

これらを国に強く要望するため、地方自治法第99条の規定による意見書を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、日程第7、発議第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について、提案理由を読み上げ、説明にかえさせていただきます。

本町の産業や観光を支える社会資本を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する地球温暖化に伴う異常気象による交通障害の発生や、今後一斉に更新期を迎える橋梁等道路施設や水道管・公営住宅等公共施設の老朽化など様々な課題を抱えています。加えて、豪雪地帯である本町においては、除排雪の体制確保など冬季間の住民の安全・安心を図ることが必要です。

しかし、資材・燃料価格の高騰や賃金水準が上昇する中、地方財政は依然として厳しい状況にあります。よって、国は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、対策期間完了後も継続的に取り組むことが重要であるため、本意見書案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 次に、前原孝植君。

○5番（前原孝植君） 日程第8、発議第4号 ガソリン軽油価格の引き下げを求める意見書案について、提案理由を読み上げ、説明にかえさせていただきます。

ガソリン・軽油価格の高騰は家計を圧迫するだけでなく、地域産業に深い影を落としています。特に地方においては、自動車は生活必需品となっており、人口比での保有台数も多く、その分経済に及ぼす影響も甚大です。

租税特別設置法及び地方税法には、ガソリンの平均価格が3か月連続で160円を上回った場合、揮発油税・地方揮発油税と軽油引取税の当分の間の税率を停止し、本則税率に戻ることができる、いわゆるトリガー条項が規定されているものの、2011年以降凍結されています。

よって、国民生活を守り、地域経済を回復するため、トリガー条項の凍結を解除し、速やかにガソリン・軽油価格の引下げを行うものとともに、地方揮発油税及び軽油引取税の収入の減少が地方自治体の財政に悪影響を及ぼさないよう、減収補填設置を講ずることを強く求めます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業木材産業施策の充実強化を求める意見書案は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書案は、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

お諮りします。発議第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案は、産業建設常任委員会に委託することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案は、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

お諮りします。発議第4号 ガソリン・軽油価格の引下げを求める意見書案は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号 ガソリン・軽油価格の引下げを求める意見書案は、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

#### ◎日程第9 委員会報告第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第9、委員会報告第1号 所管事務調査の結果報告の件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、小松弘幸君。

○総務常任委員長（小松弘幸君） それでは、令和5年度総務常任委員会所管事務調査の結果報告を申し上げます。

期日は令和5年7月18日、26から28日の計4日間です。

出席委員は総務常任委員会委員5名。

説明のため出席したものは、総務課長以下記載のとおりです。

調査事項は総務、財務、税務、企画、社会福祉、保健衛生、環境衛生、交通安全、住民基本台帳・戸籍、学校教育及び社会教育、子ども・子育て支援、その他総務常任委員会の所管する事務です。

調査結果を申し上げます。(1) 総務課関係では①中長期的な観点で、健全な財政運営に努められたい。②住民と連携した防災訓練(図上訓練)の充実を図り、防災対応能力の向上に努められたい。

(2) 企画環境課関係では、①高齢者等に対する福祉施策の情報提供について、保健福祉課と連携を図り、改善するよう努められたい。また、町公式ホームページにおけるサイト内検索の向上を図るよう検討されたい。②地下水の保全を推進するためには、地下水位の観測データなどが重要である。取水箇所を図面化など情報の可視化に努められたい。

(3) 町民生活関係では、①観光地としてのごみ問題、事業者施設への資源ごみ持ち込み状況を把握し、ごみ処理の課題解決に努められたい。

(4) 保健福祉課では、①高齢者の方が利用できる福祉サービスをまとめた高齢者向け便利手帳の作成など、高齢者福祉の充実に努められたい。

(5) 学校教育課・子ども未来課関係では、①各学校・幼児センターにおける児童・生徒の熱中症対策のため、空調(冷房)設備の設置など、施設全般の適正な維持管理に努め、健康と安全を確保するよう努められたい。②ニセコ高等学校における「総合学科」への転換にあたっては、広く住民の意見を聴取し、地域に根差した学校づくりに努められたい。

以上記載のとおりです。

これで報告を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(青羽雄士君) 委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの総務常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。ただいまの総務常任委員長の報告を受理し、善処を必要とする関係部分については、町長等に対し善処されるよう要望したいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」のあり)

よって、委員会報告第1号 所管事務調査の結果報告についてはこれを受理し、善処を必要とする関係部分については町長等に対し、善処されるよう要望することに決しました。

◎日程第10 報告第1号から日程第13 報告第4号

○議長(青羽雄士君) 日程第10、報告第1号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告について

の件から、日程第13、報告第4号 令和4年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件まで、4件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、本日よろしくお願ひいたします。

ご説明を申し上げる報告第1号と、その後ご報告する第2号、第3号につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、町が資本金などの2分の1以上出資している法人について、経営状況を説明する資料を提出するというものでございます。報告第1号の株式会社キラットニセコ及び報告第2号のニセコリゾート観光協会につきましては、6月議会で決算に係る報告をさせていただいたものの、令和5年度の事業計画及び予算の報告をしておらず、その部分を改めてここで報告をさせていただきたいと存じます。大変申し訳ございませんでした。また、報告第3号の雪森考舎につきましては、今議会で事業計画及び決算など全体を報告させていただきます。

それでは報告第1号でございます。日程第10、報告第1号 株式会社キラットニセコ経営状況（事業計画）の報告についてでございます。議案の2ページでございます。

報告第1号 株式会社キラットニセコ経営状況（事業の計画）の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社キラットニセコの令和5年度経営状況（事業の計画）について、別紙のとおり報告する。

令和5年9月7日提出、ニセコ町長 片山健也。

めくっていただきまして、3ページをご覧いただきたいと存じます。株式会社キラットニセコ令和5年度事業計画について、要約してご説明を申し上げますが、当期においてはコロナ禍から通常の生活に戻りつつあるため、人々の動きも一段と活発化してくると予測をしております。一方でエネルギーコスト・物価上昇のリスクは今後も厳しい状況が続きます。こうした中、令和5年4月1日より大人料金と貸室料金の改定を行います。今後も町民のみならず、町内外観光客が心身共にくつろげる憩いの場、並びに交流の場として施設運営に取り組んでまいります。当期もこれまでの取組を継続発展させ、目標達成に邁進してまいりますということでございます。

4ページの事業計画でございます。1、売上げの向上について。売上げの向上として、①入館者数増加にむけた館内店舗との相乗効果を図るから⑤綺羅乃湯オリジナル商品の展開まで、5つの取組を行ってまいります。

2、料金改定でございますが、5ページ表のとおり改定をいたしました。今回の改定で、大人の料金が1回500円から100円値上げをし600円となりますけれども、この金額で近隣町村の温泉施設と同じ料金となりました。また、値上げの一方で、これまで小学生以下を対象としていた小人料金を中学生以下として、中学生の利用やご家族で来館される方々が安心して利用できる環境を整えるということでございます。

それから6ページの6、令和5年度綺羅乃湯改修工事につきましては、記載のとおり5つの工事を予定しているというところでございます。

8ページに進んでいただきまして、令和5年度の予算でございますが、売上高合計が7,612万1,000

円、それから売上原価を引きまして売上総損益額が6,688万3,000円でございます、1番下の税引前当期純損益金額が125万9,000円となる予算でございます。

1ページ戻りまして最後に7ページでございますが、こちらは5月1日現在の組織図ということで載せてございます。

報告第1号については以上でございます。

続きまして、日程第11、報告第2号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況（事業計画）の報告についてでございます。議案の10ページでございます。

報告第2号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況（事業の計画）の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ニセコリゾート観光協会の令和5年度経営状況（事業の計画）について、別紙のとおり報告する。

令和5年9月7日提出、ニセコ町長 片山健也。

11ページをご覧いただきたいと思っております。事業計画でございますが、まず1、本社事業部は主に物販、旅行、それから観光案内などを行っております。(1)販売事業につきましては、製造事業者の販売機会の拡大、原材料として農産品等の利用拡大などを通じ、町の特産品の魅力を町内外へ積極的に発信してまいりますということでございます。(2)旅行事業については、教育旅行、MICE・視察の積極的な受入れに取り組んでまいります。並行して誘致活動（新幹線延伸をにらんだ東北地方・関東地方の誘致活動）、旅行博等への出展に取り組んでまいります。(3)受託事業については観光案内業務でございますが、来訪者の求める観光情報を提供することで地域の回遊性を高めてまいります。

(4)受託事業はJRニセコ駅の切符販売などがございますけれども、引き続き実施をしております。(5)着地型旅行整備事業として、町からの受託や補助事業として下記の10のメニューを実施する予定でございます。次のページの(6)総務事業では、体制強化につきまして道の駅スタッフ、旅行事業マネージャー（有資格者）が欠員状態であり、引き続き人材確保に取り組んでまいりますとしておりますけれども、特に旅行業の資格者については昨年より多くの旅行会社等へ派遣を打診してまいりました。しかし、コロナ禍の回復で旅行業人材の不足からその確保に苦慮していたところでございますが、9月中旬から資格者を採用予定ということで、そちらにつきましては10月1日からは町の会計年度任用職員として改めて採用し、観光協会派遣するという形を考えてございます。続きまして、12ページの本社事業部の予算書でございます。旅行事業、物販、受託売上げなど合計が1億8,814万500円でございます、一番下の経常利益は6,270円という予算でございます。

次に13ページ、2、放送事業部、ラジオニセコでございますが、枠で囲った3つのコンセプト、①いまニセコで何が起きているかを伝える、②ニセコの絆を深める、③ニセコライフを楽しくする、これを大切に活動して今年度についても継続してまいりますということでございます。14ページ、

(2)収入の確保でございますが、CM収入、提供番組の作成などを通じて自主財源を確保していくということでございます。それから(3)及び(4)受託事業と補助事業でございますが、主に町から放送業務と施設管理業務などの受託補助を受けております。15ページの放送事業部予算でございますが、広告収入・放送受託収入・町補助を柱に3,832万2,500円の収入を見込み、最終的に4万617円の利益を見込んでおられるという状況でございます。最後に16ページですが、4月1日現在の組織体



制となります。

続きまして、日程第 12、報告第 3 号 株式会社ニセコ雪森考舎経営状況の報告についてでございます。議案の 18 ページをご覧くださいと存じます。

報告第 3 号 株式会社ニセコ雪森考舎経営状況の報告について。

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社ニセコ雪森考舎の令和 5 年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 7 日提出、ニセコ町長 片山健也。

19 ページをお開きください。ニセコ雪森考舎につきましては今年 3 月末に設立をいたしました、事業年度を 7 月 1 日から 6 月 30 日としているため、今回は第 1 期の事業計画・事業報告及び第 2 期の事業計画を報告いたします。

まず 20 ページでございますが、ニセコ雪森考舎はニセコ町で衰退して久しい林業について、大切な資源である森林の課題に向き合い、改めて町の作業として再考し、林業資源の循環利用を促すとともに地域経済の循環を生むために設立をしたということでございます。当該会社はさらに脱炭素への貢献など森林の有する公益的機能や担い手不足の解消と、所有者不明土地などの適正な管理を進めるために、行政の一翼を担う新しい形の林業管理を目指しているということでございます。まず第 1 期は 3 か月間ということでございますけれども、事業拠点となる旧福井会館の整備を行い、当初の事業計画どおり林務代行の準備体制づくり、木材加工販売やコミュニケーション事業の小規模展開により事業を進めていくということにしております。今期事業は 6 月末までということでございますけれども、この事業の見込みは以下のとおりということでございます。1 の森林管理・林務代行事業は自治体林務代行業務の実施に向け、林務代行の移管内容の検討を計画しております。2 の森林整備・林産物生産事業につきましては、地域おこし協力隊林業サポートの技術研修・設備導入・自立に向けた支援、森林・林業に関する交流機会の創出を目的に、講座や木育イベントの企画を予定しているところでございます。3 の木材加工販売事業では、交流型木材加工拠点の整備・施設導入と町産材木製品の開発・営業を進めるということでございます。4 の空間デザイン事業については、3 の木材加工販売事業と連動して開発・営業を進めていく予定でございますが、この 3 か月の期の中では実施する予定はございません。それから 5 のコミュニケーション事業につきましては、森林に関する体験プログラムの開発・提供を企画しております。

21 ページにお進みいただきまして、第 1 期の収支計画は売上が 571 万 5,000 円、最終経常利益が 290 万 8,000 円という予算となっております。

22 ページ、第 1 期の事業報告でございますが、まずは会社設立から 3 か月間の実績になります。1-5、主要な事業内容をご覧くださいと存じます。森林管理・林務代行事業、「新しいカタチの森林管理」の形成を目指し、自治体林務代行業務の実施に向け、ニセコ町から「地域資源活用に向けた地域商社事業運営委託業務」を受注しております。次年度、林務代行の試行実験を計画しております、その調整中でございます。それから、森林整備・林産物生産事業につきましては、町内事業者と連携をはかり、森林整備・林産物生産と並行して人材育成事業も実施しております。この人材育成事業におきましては、「森林づくり人材育成事業運営委託業務」、「地域おこし協力隊林業人材育成活動

支援委託業務」を受注しております。地域おこし協力隊の研修だけでなく、一般人に向けた森林・林業に関する交流機会の創出を企画しているところでございます。次ページ、木材加工・販売事業につきましては、町産木材の商品の企画・仕入れ・販売を実施をいたします。カトラリーキット 28 部のほか、2 件の原板の販売をいたしました。それから、ニセコ町から「地域資源活用に向けた地域商社事業運営委託業務」を受注し、町産材製品の営業・販売を進めているところでございます。空間デザイン事業につきましては、町産木材を活用した空間木材コーディネートを実施しており、当年度は 1 件のデザイン業務を受注しているところでございます。コミュニケーション事業では、林業体験イベントなど森に親しみを持ってもらう活動・プロモーションを実施しております。当年度 2 件の教育旅行を受注をいたしました。また、ニセコ町から受けた委託業務によりまして、それぞれ体験プログラムの開発、木育イベント企画運営の準備を進めているところでございます。1-6 の主要な営業所及び従業員の状況、また、2 の株式に関する事項及び 3 の会社役員に関する事項については記載のとおりでございます。

25 ページからでございますが、第 1 期の決算報告でございます。26 ページ、貸借対照表でございますが、資産の部合計が 2,299 万 2,876 円。負債の部合計が 329 万 8,347 円、純資産の部合計が 1,969 万 4,529 円となっております。27 ページの損益計算書でございますが、今期の売上につきましては 574 万 5,585 円。売上原価、販売管理費等を引き、当期純利益は 219 万 4,529 円となりました。28 ページ、販売費及び一般管理費内訳書でございますが、3 か月の合計で 60 万 1,341 円となりました。28 ページ下の株主資本変動計算書から 30 ページの監査報告書については記載のとおりでございます。

31 ページからは第 2 期の事業計画となります。総括事項でございますが、第 1 期は約 3 か月という短い期間でございましたが、事業拠点となる旧福井会館の整備や事業開始準備が主な動きとなりました。今期は 7 月からではございますが、会社設立時の事業計画どおり森林管理・林務代行事業では準備・体制づくり、それから森林整備・林産物生産事業では林業機械の導入、地域おこし協力隊（林業サポート）の技術研修など森林整備体制の整備、それから木材加工販売事業におきましては木材・木製品の開発、製造、営業、コミュニケーション事業では、体験プログラムの開発・営業を進めてまいります。また、森林管理・林務代行事業及び木材加工販売事業を進めるために必要な人材を、引き続きニセコ町とも連携しながら確保に取り組むということでございます。

事業項目別事項でございますが、1 森林管理・林務代行事業では、特に森林法に基づく事務等の業務の一部を代行し、運用について検証する試行実験を予定をしております。2 森林整備・林産物生産事業では、雪森考舎が直接使用すること、及び町内で林業を始める事業者への貸出向けの林業機材の導入にあたって、32 ページ表の機械のリースを行います。それから、33 ページ、3 木材加工販売事業では、交流型木材加工拠点の整備・設備導入と町産材木製品の開発・営業を進めてまいります。34 ページの空間デザイン事業及び 5 ページのコミュニケーション事業は記載のとおりでございます。

35 ページの第 2 期の収支計画でございますが、売上高 3,242 万円。経常利益は 716 万 6,000 円となります。

雪森考舎の第 1 期の事業計画、事業実績及び決算と、第 2 期の事業計画のご報告は以上でございます。

すが、最後に第1期の3か月間の事業実績と成果につきましては、添付をしてございます第6回ニセコ町議会定例会説明資料の1ページから10ページまで、写真を交えてご説明しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

報告第3号のご説明は以上です。

○議長（青羽雄士君） 説明を中止してください。

この際、議事の都合により、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後13時00分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けてください。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、日程第13、報告第4号 令和4年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。議案の36ページをご覧いただきたいと思っております。

報告第4号 令和4年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項（健全化判断比）及び第22条第1項（資金不足比率）の規定により、令和4年度決算に基づくそれぞれの比率について、別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和5年9月7日提出、ニセコ町長 片山健也。

本件につきましては、地方財政健全化法に基づき地方公共団体の財政状況を客観的・統一的に表し、全体像を把握するため、決算に基づいてこれらの財政の健全性に関する指標を算出することとされております。別紙として本文でも述べましたように、監査委員の健全化審査意見書をつけておりますということで、後ほどご覧いただきたいと存じます。

37ページをご覧ください。上段の表に令和4年度決算に基づきまして、4つの指標を掲載してございます。この表の括弧書き、例えば一番左であれば15%ですが、これらの比率を超える場合は財政健全化計画を策定し、財政健全化に向けた取組を行わなければならないという決まりでございます。それでは一番左側、一般会計に係る実質赤字比率、その隣の特別会計まで含めた連結実質赤字比率、この2つの比率について赤字が発生していないことから、該当しないことを示す横棒を記載しているところでございます。続きまして実質公債費比率について、これは標準財政規模に対する単年度の元利償還金の比率でございまして、いわゆる資金繰りの程度を示す指標となります。令和4年度決算に基づきまして6.1%となり、昨年度より1.9ポイントを減少しております。比率の減少についてですが、分子となる地方債の元利償還金が前年度に比べまして1,529万1,000円の減となったことが主な要因でございます。続きまして一番右側、将来負担比率でございますが、これは標準財政規模に対する将来的に負担すべき地方債の比率でございます。昨年度より8.7ポイント減少の44.7%が令和4年度決算に基づく数字でございます。比率の減少についてですが、将来負担比率、地方債の現在

高でございますが、将来負担額が2億8,117万6,000円減少したということに加え、充当可能基金が7,135万3,000円増加したということが主な要因でございます。

続きまして、下段の資金不足比率でございますけれども、公営企業会計ごとの資金不足比率を示すもので、資金不足額が発生しておりませんことから全ての比率で該当しないことを示す横棒となっております。なお、別冊でニセコ町令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率計算表を配付してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

報告第4号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、報告第1号 株式会社キラットニセコ経営状況（事業計画）の報告についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

これより、報告第2号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況（事業の計画）の報告についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、小松議員。

○6番（小松弘幸君） 12ページ、令和5年度の本社事業部予算案で、特産品の物販売上が2,800万円ほど減額になってるんですけども、この要因を教えてくださいと思います。

○議長（青羽雄士君） 阿部課長。

○商工観光課長（阿部信幸君） 2,000円ほど減になっているということでございますけれども、固い数字を見込んだということでご理解いただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

5番、前原議員。

○5番（前原孝植君） こちらの会社なんですけども、有資格者がいなかった期間があると思うんですけども、この間は旅行事業の売上げが減ってる、ないしは受入れなかったということでしょうか。すなわち売上げが落ちたってことですよ。なぜそこまで大事な有資格者がいなくなったのかって、その運営の仕方といいますか、管理がずさんだと感じますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 阿部課長。

○商工観光課長（阿部信幸君） 現在有資格者が4月1日からいない状態であるということは事実でございます。近年、旅行業取扱管理者については、派遣いただいていた職員の方が有資格者だったということから、その派遣の職員に頼っていたということはそのとおりでございます。ただ、現在の観光協会の業務の中で、旅行業務取扱管理者を必要とする旅行業務の手配については収益性が低いということ、それから近年ネットでの注文が手軽に行えるようになっていくということから、個人での

予約等が増えているということで件数も減ってきております。取扱管理者を置かなければできない業務というのは、ほぼほぼ今観光協会では業務としては行ってございません。ただ、先ほど副町長の説明にもありましたように、この秋に向けて有資格者を配置するという予定でございまして、その中で管理者が必要な業務というのはほぼほぼないんですけども、その中で職員としては採用していきたいと考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 合わせまして、私のほうから少し補足で説明をさせていただきたいと思えます。観光協会については、スタートの時点から旅行業も取得した、いわゆる今でいうところのDMO・DMCというような形を古くから目指しておりました。特に観光協会の中でインバウンドと呼んでおりますが、外国人という意味ではなくて、外国人の方も日本から来られる方も含めてニセコ町に来ていただくという事業が一番重要であるということではございましたが、当初の頃はなかなかそちらのほうを進めていくというのが難しく、7-3、8-2 ぐらいの割合でアウトといいますか、ニセコ町内の方で旅行をされたい方の切符の手配ですとか外に向かう宿の手配ということが多かった時期がございました。ただ、長年の中で先ほどもご説明させてもらったように、例えば飛行機の切符なども昔は発行しておりましたけども、今現状でそういうことは必要がなくなってるということも含めたり、旅行業自体で実施するということが剥離だということも含めて、町内の方々が外に出るということに関する事業については、既に取りやめをしているところでございます。

そんな中で、あとはインバウンドというところでございますが、これにつきましては現状で一番力を入れておりますのが、外から来られる、例えば修学旅行ですとか報奨旅行、研修旅行など様々に来られる団体の皆さんに、ニセコ町の様々な旅行の素材売りをしているということが一番のメインになってございます。例えば修学旅行で来る方に大きな旅行会社が手配をして、ニセコ町の観光協会へ連絡があり、そこでこんな勉強ができるだろうかとかこういう体験ができるだろうかということに対する商品、素材売りとしてすると。それがラフティングであったりSDGsの勉強であったり、場合によっては堆肥センターの見学であったりというようなメニューを相当増やしてきて、それらを売っているという形が一番今力が入っているところでございます。それらの部分については、旅行業資格は特段必要はないという状況でございます。

ただ、そうは言いましても、たまに大きな旅行業を必要とする、大きなニセコ町内での研修旅行だとかそういうものが入った場合には旅行が必要になるということでございますので、そういうことが出てくるということも見込みまして、この9月にまた旅行業務取扱管理者の資格を持っている方を確保したということです。

それから、前原議員のおっしゃるとおり、4月から資格を持った方いらっしやらなかったということなんですけど、何とか我々も間に合わせて4月にとは思っていたんですが、昨年の段階から既に旅行業関係の派遣も含めて、様々な営業といいますか動いて回ったのですが、旅行業の回復とともに資格を持った方の確保が相当難しい状況がありまして、お付き合いがあってお出ししたいんだけど無理ですというようなことが随分続いて、資格者の確保については今月になったということでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 有資格者がいない間なんですけども、これが4月から10月まであったということでもよろしいでしょうか、この期間なんですけども、このニセコリゾート観光協会なんですけども、全国旅行業協会札幌支部で登録してると思います。こちら観光業として免許を登録してると思うんですけども、有資格者がいない場合でもこの会社の運営はしているものなんでしょうか、ちょっとその辺詳しくないので、法律的なところに触れるかどうかをお聞きしたいです。

○議長（青羽雄士君） 阿部課長。

○商工観光課長（阿部信幸君） 結論から言いますと、半年ほど有資格者がいないという状況でございますけども、それについては法律的に触れるものではないと聞いております。実は今年4月に入って、2件ほど前年度から引き継いだ有資格者が必要な業務がありましたけども、それにつきましても有資格者がいる旅行会社のほうにお願いし処理をしているということで、観光協会は有資格者がいない中で直接これら業務を行っていないという状況でございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

これより、報告第3号 株式会社ニセコ雪森考舎経営状況の報告についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 資料35ページ、雪森考舎の収支計画なんですけれども、まずタイトルの社名が誤字ですよね、それはいいとして、第1期と第2期が出てるんですけども、人件費の部分についてどういうお考えをされてるかということと、それから利益の部分についてどういうお考えをされてるかというのをお聞きしたいと思います。人件費は人を雇うには全然少ないのかなと思ってまして、これは働いている人はどこでいく いくらもらってるのかなということをお聞きします。それから、3,200万ぐらいの売上に対して700万を超える営業利益が出てきてしまうということについて、この利益はどのような分配をされるのか、その辺の考え方についてお聞かせください。

○議長（青羽雄士君） 山田参事。

○農政課参事（山田浩二君） 榊原議員の質問にお答えいたします。まずご質問のありました人件費につきましては、第1期が12万、第2期が48万ということなんですけども、こちらにつきましては雪森考舎が株式会社トビムシに出向を依頼している〇〇さんという方がいらっしゃるんですけども、月4万で出向している費用と聞いております。それともう1点、利益の分配ですね、第2期716万6,000円が経常利益で残ってるんですけども、これから税金をお支払いし、残りについては次期に繰り越すのか、その辺はちょっと会社の中での協議となるかとは思っています。以上であります。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 少し補足で説明させていただきます。収支計画という部分につきましては、

特に委託業務の部分でということ今載っておりますけども、この辺の整理を継続してまいりまして、700万円の収益が出ない状況になるべく整理をしているというところで、大体もうまとまってきましたので、いずれかの段階で会社の経営状況といいますか、取組の状況というのを町民の皆さんも含めた場での説明会というのを開いていきたいと考えておりますので、3,200万円より実際にはもうちょっと上がってくるということと、それからこの700万円についてはここまではないというような状況になろうかと思っております。この段階での収支計画ではこのような形になっているということで、申し添えさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 利益についてはいいとして、人件費は単純に労働に対する対価ですよ。それで、〇〇さんのみにしか人件費を計上しないというのは、数字的にはこれからいじるとしても、人件費にそれしかかけないというのはちょっと納得いきかねるんですけども。もう一度お考えについて聞かせていただけますでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 山田参事。

○農政課参事（山田浩二君） 説明がちょっと足りない部分がありましたけども、会社の実働といいますか働いてる人として、ニセコ町の地域おこし協力隊員がその会社の業務についているという実態がありまして、そこについては会社のほうから給与という形では今出てない状況です。今は〇〇さんだけの人件費になっております。

○議長（青羽雄士君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） ということは、この会社としては協力隊制度がなくなったときに持続しないような気がするんですけども。計上の仕方をどうするかは別にしても、例えば協力隊から借りてるものについては、一旦人件費を計上してそれを補助金で埋めるという考え方があると思うんですけども、会社の業務自体を年間48万円の人件費で動かそうとするっていうのは、少し何か無理があるような気がするんですけども。先ほど副町長言われたように、まだちょっとつくってる段階だとおっしゃるのはそのとおりかもしれないんですけども、使ってる従業員に対する考え方っていうのが協力隊100%とか、プラス〇〇さんというのはちょっとおかしいような気がするんですけども、何かその辺にお考えはありますでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） この人件費の部分につきましては、これまで委託先でありましたトビムシさんから〇〇さんを派遣していただいているという状況で、雪森考舎としてはこれだけの金額を払うということなので、事実上はあと残りの分はトビムシさんのほうから払われているのだろうという考え方でございます。それから、協力隊の1名という部分については、これから先もこの会社の広域的な機能を果たしていくために、ある程度の派遣はプラスαしていかなければならないだろうとは思っておりますが、ただ協力隊が抜けて自分たちで実際に人をプロパーで雇い入れる部分ということについては、自立的経費と町からの委託も含めた中で雇っていける形にしていくと。2期目にはならないということにはなりますが、以後そういう形にしていこうということで、協力隊がなくなったからこの会社がなくなるという考え方はしてございません。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 今質問ありましたけれども、非常に会社の全体像というのは分かりにくいと思います。会社と協力隊、それからトビムシさんの関係、今人件費は出向扱いで雪森考舎での負担はないんだと。要するにトビムシさんが人件費を払って、業務上は派遣して働いてもらおうと。それから、実際に受託した中にいろいろ書いてありましたけれども、協力隊の方の育成っていうのが入っていますよね。それが会社の事業内容にもなってくると。

でも一方で、協力隊の方はもう既になんていいですかね、技術的に持っていたり先輩がいたりという形で、一定の能力を持っていると私は思ってるんですけども、そういう協力隊それからトビムシ、それから雪森考舎、実際にどういう業務をどこに出しているかっていう、そういう全体像がですね、この補足資料を見ても会社の組織体制と事業の需要先というものが、補足的に凶化していくっていうか、そういう関係を示さないと、なかなか理解しにくいと私も感じています。そういう意味で、今後もう少し関係性がしっかり分かるような資料を追加で出していただければ非常にありがたいと思いますが、それについていかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 今議会にという形にはならないかと思いますが、1枚ものといいますか、分かりやすい形でお示しできるようにさせていただきたいと考えています。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 雪森考舎の話が出るときに、なかなか出された資料だけで分かりにくいっていうのはずっと私も感じてましたので、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

前原議員。

○5番（前原孝植君） 先ほどお2人の議員からも指摘ありましたように、こちらの雪森考舎という会社は、株式会社としては成立していないと感じております。まず、経営の経験者が取締役にはいないのではないのかなと感じてしまいます。先ほどお名前もあつた〇〇さんという方がこちらの会社の運営を実質的にされてると思うんですけども、その方はトビムシという会社の社員でございます。このトビムシに関しましては、ニセコ町は令和元年から4年までで5,200万円もコンサルティング費用を支払っております。といいますと、もうこの会社を設立する理由っていうものがあつたと思います。それは何かといいますと、少しお調べしたのですが、森林経営管理制度っていうものができ、この雪森考舎をつくってその制度に対して事業をしていこうという会社の設立だと思うんですけども、それに対してこちらに出されている事業の項目が全くそれに反映されていないので、なぜこの会社が今も株式会社として設立したのかお聞きしたいです。

○議長（青羽雄士君） 山田参事。

○農政課参事（山田浩二君） 前原議員の質問にお答えいたします。この会社の設立の趣旨の一つとしましては、役場の自治体リング業務を担う組織体として公的な役割を担う会社として、株式会社として設立した経緯がございます。雪森考舎の中で整備がなかなか進まなかった森林について向き合っていきますというか、そういう課題について対応していくところが会社の設立の目的の一



つでもありますが、現時点としましては役場の業務を洗い出して、そこからどういう業務が移管できるかっていうところを、今委託業務の中で検討・調整しているところでございまして、具体的に森林経営管理制度を用いた仕組み、事業ですとか、そういうのは現在行われていない状況でございます。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） ただ今の質問にお答えしたいと思います。まず、この森の会社をつくった一番大きな理由は、ニセコ町でも森林の担当を置いてやっておりましたが、様々な業務を並行してやる中で、なかなか森に向き合う時間的にとれないということが一点あって、ニセコ町役場でこれまでやってきた森林の政策自体を、民間の森の専門家が集まる集団によって、町有林及び民有林、そして森全体をコントロールするような会社をつくっていきたいと考えておりますので、最初から採算性を求めてつくっているものでは全くありません。

これまでの株式会社もちろん利益追求の会社もあれば、株主配当しないということで社会貢献をメインにする会社もありまして、ニセコリゾート観光協会やこれまでつくった会社も株主配当を目的として、皆さん出資してくださいということでやったわけではありません。新たなイメージとしては、第3の役場としてこの森というものを育てていく会社をつくっていきたいというのが一番の大きな要因であります。

したがって、町全体の森全体を守っていく、子どもたちも解放していく生態系の宝庫として、どういうやり方がいいかということで森林ビジョンをつくり、そしてそれらを動かしていく母体という形で森の会社が動いてくれればいいなということであります。例えば、ニセコ町の町有林も民有林もそうですけども、管理されてない荒れ地の原野・森林が実は相当数あります。不明土地もたくさんあります。今ちょうど不明土地については町に移管してくれということ、国のいろんな機関をお願いをしているところであります。今森のCO<sub>2</sub>吸収力は9,000トンあります。ニセコ町では1万6,000トンのCO<sub>2</sub>排出量であります。相当努力はもちろんしますし、86%を目標にして今動いています。例えば80%を削減したとしてもなお1万2,000トンのCO<sub>2</sub>排出量が残るということで、既存の森だけでは9,000トンから伸びていけないので、そこをきちっと管理して育てることによって残りの3,000トンの吸収力を増して、ゼロカーボンを達成したいという全体のおおよその流れがあります。

その中で、ニセコにこれだけ7割占めてる豊かな森があるにもかかわらず、町民の皆さんが森を活用しやすいかというところと全く、全くと言ったら失礼ですけど、なかなかしづらい。今フットパスや自転車で森を散策するとか様々なことが望まれている中で、そういった森をできるだけ管理をして町民の皆さんにも開放する、観光客の皆さんにも活用していただく、そして例えば学校で算数の授業を森の中でやったっていいじゃないかと。そういうような森の多様性、それから生物多様性、そういったものを私たちが、ニセコにいる人たちがもっと親しんで、使い勝手がいいような、そんな仕組みができないかと。森を育てることによって森に愛着が生まれ、その木を地元で確保して使っていく資源循環型社会に将来つながっていく。その大きな推進母体になってほしいというのが、今回森の会社を設立した大きな要因であります。

これまで観光協会もそうでありましたが、皆さんの本当に努力によりまして、最初誕生したときはもちろんいろんなことがありました。しかし皆さんの努力によって、一定程度育ってきてそれぞれの

ここで役割を担っていると思っておりますので、何とかこの森の会社も小さく産んで少しずつ成長していただいて、その中で森の人材も育成するってことにしていますので、その中で次の時代を担う人たちを育てていくと。そのことにまい進いただければ、この会社自体のある大きな要因になるのではないかと私どもは考えております。

あと役員のことを言われておりましたが、代表取締役の方もすばらしく、北海道でもトップクラスの林業経営をされている方でありまして、取締役の中にはソーシャルビジネスで日本でも数多くの実績を掲げた方もおられますので、そういった面では皆さんの大変なご尽力をいただいておりますので、ぜひとも軌道にのせるような運営をしていただけるものと期待をしているところでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） 今名前が出たと思うんですけども、役員の構成なんですけど、代表取締役の方は実際にこの事業に関してあまり関わっていないと思っております。もう一人先ほどおっしゃったコミュニケーションの方なんですけども、こちらの方は電子通貨の専門の方だと思います。林業とは全く関係ございません。もう一つ、町長がおっしゃる事を進めるにあたって、森林経営管理制度というものを国が作りしました。これはすなわち市町村が仲介者となって、森林所有者や町の持つ森林を管理できるという新しい制度でございます。ですので、これに関しては僕もちょっとまだ勉強不足なものがあるんですけども、やるべきことがあります。そのやるべきことっていうのが、ここの業務の中に入ってないということで僕は疑問に思っております。山田参事がおっしゃったのはそういうことは目的としていないっていうところにおいて、町長がやろうとしてることと違うのかなっていうことも感じております。その辺いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 山田参事。

○農政課参事（山田浩二君） 今、議員が言われたものは、平成31年4月に施行となった森林経営管理法によって森林所有者の経営管理に関する責務が明確となったということで、市町村が委託を受けて管理できるというような制度ができたということでございます。説明がちょっと悪かったのかもしれませんが、自治体の林務代行業務の中では、今まで役場としまして経営管理検査制度を見据えた意向調査っていうのも令和元年と令和4年に2回やっております。そちらについても将来的にその業務を会社のほうに移行できるか、代行できるかを含めて、今検討ということで委託をしているところでございますので、やらないっていうのはちょっと私の説明が悪かったかもしれないんですが、そのようなことではございません。失礼いたしました。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） であれば、やはり森林経営管理がこの会社のマストの業務になってくると思います。それに対しては意向調査、移行して任せただけの森林所有者に対して、森林の現地調査・確認、その他合意調整等をしなければならないと思っております。それがこの会社の第一業務だと思っております。それに対して町が交付金なりデジタル交付金なりとかっていうものを出していると思っておりますので、そこなしで他の事業をされてはどうなのかなっていうような状態です。

カトラリー販売等々いろいろあったんですけども、そういったものっていうのはもう10年前の古

い林業の何ていうんですかね、事業でありまして、もしこれでやるっていうのであれば、例えばドローンを使った航空レーザーでの測定事業とか、そういった後志の他の町村の助けになるようなことをやってみてはどうかと思います。ちなみにそちらに関しても今回3,000万円ほど町がこちらの会社に交付金を充ててるんですけども、ドローン1台に対して専門的なものであれば800万から1,000万で購入可能です。それを測定会社にリースして事業を一緒にするとか、例えばNTT西日本もそういったことをやってるので、ニセコ町というネームバリューを使って企業連携して一緒に事業をするとか、そういったことをやるべきではないのかなと思っております。決してカトラリーを売るといようなニセコビュープラザにももう売ってる方がいらっしゃいますので、そういった方のビジネスをとるようなことは避けていただきたいなと思っております。いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 山田参事。

○農政課参事（山田浩二君） 確かに自治体の林務をどのように進めていくかというのはあらゆるようなことが考えられますので、先ほど言われました意向調査をやって、森林所有者の意向を確認して、例えば森林組合と一緒にやっていくですとか、町がこの経営管理権を受けるだとか、そういった選択肢というのは森林所有者に確認をして進めていくことが大事なのかなというところです。その業務についても意向確認かどうかというのも、会社のほうと進めていきたいと思っております。

それとカトラリーですが、カトラリーというのは木製品として見れば、確かに道の駅などで販売はされているかと思っております。この業務の趣旨としましては、木に触れてもらってそれを体験する、木に触れ親しんで森林に興味を持ってもらってるところが基本というところがございますので、その部分については引き続き会社の業務としてはやっていければいいのかなと感じてます。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 少し補足をさせてもらいます。前原議員のおっしゃったところでは、森林経営管理法のところをまず第一義的にやるべきで、カトラリーはまだその次でいいんじゃないでしょうかということであると理解をいたしました。町長の言っているところも山田参事の申し上げているところも実は矛盾はなくて、森林経営管理法で民有林・民有地の管理を役所がなるべく引受けてやりなさいと。そのおおもとの理由はまた話が長くなるのでちょっと割愛しますが、それをする努力義務がありますよということにここになりました。

すごく森林は大事だからってことなんですけど、平たく言うとその業務についてニセコ町はまさにそのとおりだと考えた中で、将来的にも担って住民の皆さんと一緒にやっていけるというような形を、株式会社という形でやってはどうだろうという考え方の中で今実施をしています。あくまでも森林経営管理法の実施主体はニセコ町であり、役所であるということです。それをいきなり移管して、先方の会社にやっていただくというところの整理ができていない、例えばこれはあくまでも想定ですけども、最終的にそういう経営管理の権限をニセコ町にあっては権限移譲で民間が持つこともできるよとか、それは特区でこうするとかいうことも含めたことも可能性としてはあり得ると思いますが、そういうことも含めて調査・検討させていただいてるということでございます。

ただおっしゃるように、そこが第一義的ということでありまして、それからカトラリーについて、先ほどされていたドローンの話のところについては私も存じ上げませんでしたが、それらのところ

も含めて、今一度経営主体の皆さんにお話し申し上げて、そこはご検討していただくということで考えております。以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 皆さんから深刻な質問が相次いでおりますけれども、私はこの23ページ、資料からのことで2、3伺いたいと思いますけれども、この雪森考舎はここにあるように今年3月31日にスタートして、この6月30日までの事業報告が載っています。実質3か月ですね、3か月で売上高、この計画として574万5,000円ですか、差引きして純利益がここに載ってるんですけども。

ちょっと2、3私が質問したかったのは、まず町産の木材の商品を販売実施しておりますってなってるんですけども、先ほど町長がおっしゃったように町民がこの森を利活用して、もっと森林に親しみを抱いてほしい、そしてCO2削減とも結びついていくように進めたいといういろんな思いがあると思うんですけども、まず一つですね、教えていただきたかったのは、販売を実施しておりますってありますけれども、これ町民の方にどういう形で販売直接できるのか、どういう形になるのか、そういうことを町としては町民の皆さんにお知らせしているのかなという、町民への周知ですね、してらっしゃるのかなということちょっと伺いたかったことと、それからカトラリーキット28部、それから2件の原板って書いてあるんですけども、これどういうところに販売されたのかなという思いがあります。

それから、あくまでも町産、ニセコ町の木材を使った製品を営業・販売って書いてあるんですけども、今まだスタートして木材を製品として活用していくには、やっぱり何ですか乾燥とかいろんな時間もかかるのかなと思ったりするんですけども、まず注文、どういうものができるのか、そういう辺りをもうちょっと町民の方に分かるように、どれだけしていらっしゃるのかなということちょっとお聞きしたい。

それから、どんなものができるのかということも、やはり皆さんにもっと分かりやすくしていただきたいなと思ってます。まずちょっとそれを伺いたいなと思ってます。

○議長（青羽雄士君） 山田参事。

○農政課参事（山田浩二君） 齊藤議員の質問にお答えいたします。木材の加工販売事業の販売につきましては、どれだけ周知されているかというところなんですけども、例えば町民へ向けの説明会ですか、会社が立ち上がる前の説明会ですとか、あと広報ニセコ、雪森考舎でホームページが設置されているので、その辺りでの周知となっています。具体的に個々の方への営業というのは、まだまだこれからというところがございます。ですので、なるべく積極的に周知していくということは必要になると感じております。

あと具体的な商品の販売についてなんですが、こちら説明資料というのが配布されてまして、資料1の7ページになるんですが、町産材木製品の販売量という項目がありまして、第1期の販売実績としましてスノーボード用の原板、飲食店用の商品棚の原板の販売実績がございます。それと先ほど言われました、カトラリーキットについてもDIY体験製品として実績がございます。このカトラリーキットは教育旅行用の販売になります。以上になります。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） すいません。ちょっと最後のところが聞き取れなかったんですけども、先ほど質問した中で販売先はどのようなところ、今のところ売上は500万とかってなってますけれども、ここに書いてありますね、カトラリーキットの販売先、今現在のところどのようなところが受注しているわけですか。

○議長（青羽雄士君） 山田参事。

○農政課参事（山田浩二君） まずここに書いてあるスノーボード用の原板でありましたら、スノーボードを製作している事業者、写真にあるんですが、事業者の方に販売していると聞いております。飲食店用の商品棚につきましては、原板自体は個人の方に売られていると聞いています。DIY体験製品については体験活動で使っているという話は聞いてるんですが、販売先は今ここに資料がないのでお答えはできないのですが、そういう体験をするような会社だと推測はしております。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） ちょっと分かりづらかったんですけども、やはりそういう会社として発注と注文を受けたりするには、ここまでできますよとか、もう少し具体的なものを皆さんにお知らせするか、そういうことも必要じゃないかなと思うんですけども、私たまたまね、この雪森考舎の会社のすぐ近くに住んでおまして、先日ちょっと中を見せてもらいまして、先日ってもう1か月ぐらい前なんですけれども見せていただきましたけれども、まだちょっと準備、お掃除の段階だったり、まだ十分できてないのかなっていう感じはしたんですけども、ちょっと繰り返しの質問になりますけれどもね、受注を受けてもこれはできませんよとか、どういうふうにできるのかっていうことを繰り返しになりますけれども、もうちょっと示す必要があるんじゃないかなという感じを持ってます。その辺りはどんなふう考えてらっしゃるのか、すいません繰り返しになりますけど、町内の木材を使ってどこまでできるのか、どれだけ木材を利用してやっていかれるのかね、その辺りをもうちょっと具体的に町民の方にもお示しするのが必要かなと思っています。というのは、フェイスブックでこのことはちょっと載ったんですけども、確かミルク工房さんからも何かあったんですか。こんなすてきな何か台ができてますよっていうことで、雪森考舎に何かつくってもらったっていう話だったかと、もし違ったらすいません。ですから、そういうことで具体的に載るとね分かりやすいかなあと思ったりしてるんですけども、そこの範囲っていうか、そこをもう少し具体的に示す必要があるのかなと思っています。いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 山田参事。

○農政課参事（山田浩二君） 町民の方にどのようなものが販売できるかですとか、そういった周知が必要かとは思っておりまして、例えばホームページでそれを紹介するですとか、そういった方法は考えられるのかとは思ってますけれども、まだ立ち上がったばかりの会社ですので、材料の供給が限定的ですとか量が限られるですとか、いろいろそういうところを解決していかないと安定的に商品の供給はできないのかなと思います。逆にこういう製品をつくりたいのという相談にのって、それに対して雪森考舎が対応できるという場合もありますので、会社から周知する方法がまず一つあるかと思うのと、あと相談を受けたらそれに対して製造・販売していくっていうような2通りがあるのかな

と思います。ただ現実としては、まだそこまで行ってないので、その周知の方法は今の課題かと思っております。以上になります。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

これより、報告第4号 令和4年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

#### ◎日程第14 認定第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第14、認定第1号 令和4年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは日程第14、認定第1号 令和4年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定でございます。議案の38ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第1号 令和4年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、下記令和4年度ニセコ町歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

記

- 1 令和4年度ニセコ町一般会計歳入歳出決算
- 2 令和4年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 3 ニセコ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 4 ニセコ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 5 ニセコ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 6 ニセコ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

令和5年9月7日提出、ニセコ町長 片山健也。

議案の別冊といたしまして、6点の資料をつけてございます。まず、横長の令和4年度ニセコ町決算関係書類、昨年度から添付をいたしました令和4年度の決算額が予算に対し著しく増減額が生じた科目についての説明書、縦長の令和4年度における主要な施策の成果について、横長の令和4年度ニセコ町決算概要、それから3枚ものの令和4年度特定目的基金の運用状況報告書、監査委員からの

審査意見書でございます。

それでは決算の概要についてご説明をいたしますが、まず縦長の令和4年度における主要な施策の成果を使って説明をしたいと存じます。こちらの2ページをお開きいただきたいと思います。紙ベースで恐縮でございます。この財政状況の中段でございますが、本町の財政状況は国勢調査の結果が3期連続で人口増加となったほか、町税収入も増加しているなど、取組の成果があらわれつつあるというところでございます。令和4年度はコロナ対策として約1.6億円の経済・感染対策、それから役場旧庁舎の解体工事、本通団地4号棟の改善を実施をいたしました。交付税の追加交付もあり、各基金に約7,000万円の積立てをすることができたという状況でございます。下から9行目になりますが、地方債の残高につきましては、役場新庁舎等にかかる起債借入が終わった現在にあつて84.4億円まで削減をしております。

それから3ページ、一般会計について。その下段でございますが、令和4年度は主に役場旧庁舎の解体、公営住宅の長寿化更新工事、町道駅前西三線歩道整備工事などを行ったということでございます。4ページの表になりますが、事業の進捗や予算措置の時期などから、担い手確保・経営強化支援事業補助をはじめ、全3事業合計3,131万9,000円について令和5年度に繰越して実施をしているという表でございます。それから5ページでございますが、上の表、決算状況をご覧ください。一般会計です。令和4年度の歳入合計は56億3,210万8,000円。その下、歳出合計は54億4,363万2,000円となりました。まず歳入ですけれども、表の下に記載しております文章のところにあります。前年度に比べて2億5,340万円減額となりました。これは令和3年度に比べ、寄附金と子育て世帯臨時特別給付金事業が減少したことが主な要因でございます。4行目の主要財源であります地方交付税については、普通交付税が3,928万円の増、それから特別交付税が4,463万円の増となった影響によりまして、前年度比8,391万円の増額となったところでございます。3行下の令和4年度の交付税算定では、基準財政需要額が過去最高値、それから基準財政収入額が過去2番目の数値となり、税収の75%相当は普通交付税で減額算定となりますが、残りの25%相当は町の留保財源確保につながっております。6行下の町債、いわゆる借金の関係でございますが、事業規模の減少で前年度比1億3,229万円の減額となりました。一般会計の地方債残高も前年度に比べて2億8,038万円の減額となりました。5ページの下から8行目になりますが、公債費、借金の償還の費用ということですが、こちらにつきましては平成28年度をピークに減少傾向にありました。しかしながら、令和2年度で下げ止まり、令和3年度に猶予特例債の一括償還により一旦増額をいたしました。役場新庁舎の元利償還が始まる令和7年度までは、横ばい傾向が続く見込みということでございます。

決算でございますが、財政の状態を示す指標のうち、実質収支は1億8,756万円の黒字となりました。実質単年度収支は296万円の黒字となっております。財政の弾力性や硬直性を示す経常収支比率は、4.5ポイント増で前年度より硬直化が進み88.1%となっております。6ページ上の表は、先ほどもご説明をいたしましたが、財政状況を示す健全化判断比率で、こちらについては特に問題はありませんが、今後も各種公共事業の実施による変動に留意してまいりたいと存じます。

次に決算データにつきましては、一般会計は7ページ以降、それから特別会計は10ページ以降に掲載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

15 ページ以降は、重点施策の概要が記載されてございます。60 ページ以降については施策の詳細ということで、個別の事業実績が載ってございますので、こちらも後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、A4 横の令和 4 年度ニセコ町決算関係書類についてご説明をいたします。なお、説明が冗長となることから、昨年から別紙参考資料として、決算額が予算に対して著しく増減額が生じた科目についての説明書というものもつけてございます。これは特に歳出部分について決算関係書類と同じページ立てで、予算と決算の乖離が大きい項目についてその理由を記載してございますので、事項別明細の中の詳細の部分の説明はこれを見ていただくということで、省略をさせていただきたいと存じます。

それでは、決算関係書類のまず 1 ページから 6 ページでございます。こちらに令和 4 年度ニセコ町一般会計歳入歳出決算書を記載してございます。それから 9 ページから 246 ページにかけては歳入歳出決算事項別の明細となりますが、こちらは先ほど申し上げたように大きく違っているところについては別冊で用意してございますので、省略をさせていただきたいと存じます。

247 ページをお開きいただきたいと存じます。こちらが一般会計の歳入歳出総額でございますが、歳入総額が 56 億 3,210 万 8,718 円、歳出が 54 億 4,363 万 2,112 円、歳入歳出の差引額が 1 億 8,847 万 6,606 円という結果になりました。一般会計については以上でございます。

続きまして 249 ページ、これから先は特別会計でございます。249 ページ、令和 4 年度国民健康保険事業特別会計です。250 ページから 51 ページが決算書です。253 ページから 260 ページは先ほど同様省略をさせていただきます。261 ページをご覧ください。歳入総額が 2 億 1,467 万 7,491 円、歳出総額が 2 億 1,354 万 9,717 円、差引額が 112 万 7,774 円という結果となりました。

続きまして 263 ページ、令和 4 年度後期高齢者医療特別会計でございます。264 ページから 265 ページが決算、それから 267 ページから 273 ページは省略をさせていただきます、274 ページをご覧くださいと思います。後期高齢者医療特別会計の決算の中身でございます。歳入総額が 5,937 万 247 円、歳出総額が 5,933 万 3,547 円、歳入歳出の差引額が 3 万 6,700 円という結果となりました。

続きまして 275 ページ、令和 4 年度簡易水道事業特別会計でございます。292 ページをご覧ください。簡易水道事業特別会計の歳入歳出でございます。歳入総額が 5 億 3,701 万 6,681 円、歳出総額が 5 億 3,637 万 1,926 円、差引額が 64 万 4,755 円という結果でございます。

続きまして 309 ページ、公共下水道事業特別会計です。歳入総額が 2 億 1,128 万 3,063 円、歳出総額が 2 億 1,067 万 5,420 円、差引額が 60 万 7,643 円という結果でございます。

続きまして 311 ページ、農業集落排水事業特別会計でございます。321 ページをご覧くださいと思います。歳入総額が 1,386 万 7,632 円、支出総額が 1,386 万 7,632 円、差引額がゼロという結果となりました。このゼロという結果につきましては、令和 6 年度からの公営企業法適用化に向けまして、令和 5 年度に公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計を統合し、農業集落排水事業特別会計を廃止したということによってゼロになるということでございます。

続いて最後のほうのページになりますが 322 ページ、財産の関係です。財産に関する調書についてご説明をいたします。土地・建物が (1) の表、山林が (2) の表となっております。4 年度におけ



る土地の変動は、主なものとして北海道財務局からの贈与をはじめ、山林の寄附が5件、原野の寄附11件、年度内で合わせて2万5,307㎡、これは道路も含みますが2万5,307㎡の増加となっております。また、建物の変動でございますが、役場旧庁舎の解体をはじめ、本通A団地10号棟、町有住宅の解体などによりまして、(1)の表の右側から2列目の一番下ですが、建物の面積は1,952.54㎡の減という結果となりました。それから323ページ、(3)有価証券及び(4)出資金等の現在高、324ページから326ページにかけては物品関係を掲載してございます。これは後ほどご覧いただきたいと存じます。

続いて327ページ、債権関係の記載でございます。産業振興資金貸付金については、年度中に返済のありました970万2,000円を受け取りまして、決算年度末現在高が164万円となっております。なお、現在貸付中の案件については1件ということでございます。その下、中小企業特別融資預託金については、新型コロナウイルスの影響による融資の制度の活用によりまして、1件500万円の融資を行っております。これにより年度末残高が500万円となっております。一番下の貸付金につきましては、通称ニセコミライ街区整備の資金として、株式会社ニセコ町に対し1億円の貸付を継続してございます。

最後に328ページ、基金関係の起債でございますが、特に増減が大きな基金を中心にご説明をさせていただきます。なお、若干の金額の増につきましては利子の収入ということですので、ご理解いただきたいと存じます。まず左側の2段目、スポーツ振興事業基金については、将来のスポーツ振興のための財源として494万4,000円を積立てました。その下、地域福祉基金はニセコ福祉会の財政状況分析と収支の改善を検討する委託として726万円を取崩してございます。4段目、公共施設整備基金については、将来の公共施設の維持管理や除却を見据えた財源として、1,000万円を積立てました。下から3段目の減債基金については、役場新庁舎それから防災センターの今後の償還財源として1,500万円、一番下の交通遺児育英基金につきましては、交通遺児への教育費用等の援助をするための財源として192万6,000円を積立ててございます。右の列に移りまして、産業振興基金につきましては、店舗の開店資金等の貸付金971万円の返済、それから貸付利子などによりまして、現金及び貸付金が増減してございます。ふるさとづくり基金については右欄にございますが、お受けした寄附金合計6,497万1,000円を積立てております。また、3,165万円の取崩しを行い、子育て環境の整備や寄附金返礼事務などのほか、各種事業への充当財源としてございます。その二つ下、国営緊急農地再編整備事業基金では後年の負担金返済に向けて1,000万円を積立いたしました。その下、森林環境譲与税基金は森林環境譲与税交付額から森林振興事業に一部充当した残額409万8,000円を積立てました。また、雪森孝舎への出資金として1,000万円を取崩しているところでございます。それから国民健康保険基金については860万円を基金に新規に積立ててございます。最後、北海道市町村備荒資金組合積立金については、道内全市町村が災害に備えるために積立てを行っておりまして、令和4年度は8,000万円の積立を行ったほか、本町積立分に対し利子分161万2,000円を加えた合計8,161万2,000円の増額となっております。

以上で、認定第1号 令和4年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定に関する説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本件については、議長と監査委員の高木直良議員を除く議員8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和4年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件は、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

この際、議事の都合により、午後2時30分まで休憩します。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時30分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第15 諮問第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明をいたします。議案の40ページでございます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住所 虻田郡ニセコ町字〇〇

氏名 巻礼子、昭和〇年〇月〇日生まれ。

令和5年9月7日提出、ニセコ町長 片山健也。

巻さんの略歴につきましては、41ページから43ページまでをご覧くださいと存じます。人権擁護委員は国民の基本的な人権が侵害されることのないように監視をし、もしこれが侵害された場合には、その救済のため速やかに適切な処置をするとともに、常に自由人権思想の普及・高揚に努めることを使命とする公職でございます。

現在ニセコ町におかれています人権擁護委員2名中、巻礼子委員が来年3月いっぱい任期が満了となります。町としては改めて巻さんに人権擁護委員にご就任いただきたく、町長が候補者を法務大臣に推薦いたしますが、この際、この推薦について議会の同意が必要となるものでございます。人

権擁護委員の推薦に当たっては、一つ目には活発な活動が期待できる適任者の確保、二つ目に女性委員数の拡大などが望まれているところでございます。巻さんにつきましては人格高潔で見識が高く、長く小学校長の職、あるいは教育アドバイザーなどを歴任し、本町を含め近隣の実情にも精通しており、何より第一期の人権擁護委員の使命を十分に果たしていただき、その職責を深く自覚していることから適任と考え、再度就任をいただくべく改めて推薦するものでございます。

諮問第1号に関する説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は適任とすることに可決されました。

#### ◎日程第16 議案第1号から日程第22 議案第7号

○議長（青羽雄士君） 日程第16、議案第1号北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更することの協議についての件から、日程第22、議案第7号 令和5年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件まで、7件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは最後まで説明ということになりますので、少し長くなりますがご容赦願いたいと存じます。

日程第16、議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更することの協議という

こととございます。議案の 44 ページでございます。

議案第 1 号 北海道市町村職員退職手当組合同約の一部を変更することの協議について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係組織団体との協議に基づき、別紙のとおり規約を変更したいので、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 7 日提出、ニセコ町長 片山健也。

45 ページでございます。下の提案理由をご覧ください。後志広域連合が新たに北海道市町村職員退職手当組合へ加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合同約別表（2）一部事務組合及び広域連合の表を変更する必要が生じたため、本規約を提出するということとございます。北海道市町村職員退職手当組合は道内市町村や広域連合、一部事務組合で組織される特別地方公共団体でございます。市町村職員の退職手当に関する事務を共同処理する組織でございます。

45 ページ上に記載の規約の変更でございますが、地方自治法第 286 条第 1 項の規定によりまして、当該組合の組織する自治体の協議と、今回のように新たに団体が加わる場合には関係自治体の議会の議決を要するということから、今回の提案となっております。規約変更の本文でございますが、当該退職手当組合に新たに広域連合を加えるための変更のみとなっております。附則でございますが、この規約の施行は総務大臣の許可の日からということとございます。

議案の第 1 号の説明は以上でございます。

続きまして、日程第 17、議案第 2 号 ニセコ町公営企業の設置等に関する条例の制定についてでございます。46 ページでございます。

議案第 2 号 ニセコ町公営企業の設置等に関する条例。

ニセコ町公営企業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 9 月 7 日提出、ニセコ町長 片山健也。

飛ばしていただいて 50 ページ下をご覧ください。提案理由がでございます。令和 6 年 4 月 1 日の地方公営企業の法適用化、ニセコ町がここで法適用になるということですが、これに伴い、公営企業の設置に関する規定を定める必要があり、各公営企業（簡易水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業）を一本化した設置条例を制定するための条例の制定となります。

地方公営企業法を根拠として、国ではこれまで自治体が公営企業の経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することを推進してございます。本町水道及び下水道事業については、令和 6 年 4 月からの地方公営企業法の適用化の準備が整ったことから、このたびこの条例を制定するものでございます。

別紙説明資料の資料 2 をご覧いただきたいと存じます。制定理由の括弧内でございますが、このたびは簡易水道・公共下水道・農業集落排水の 3 つの事業を公営企業とし、この企業の設置に係る条例を当該条例に一本化いたします。次に主な内容でございますが、②第 3 条関係はニセコ町の規模から、町長部局から離れ独立した組織とするのではなく、大きい場合は独立した組織になりますが、ニセコ町の場合はそうではなく組織体制や職員身分はこれまで同様とし、財務に関する事項のみ公営企業法を適用するというように定めているのが第 3 条。それから④第 5 条関係は、事業を実施する際

の予定価格 150 万円以上の不動産または動産の買入れ、または譲渡、土地にあつては 5000 ㎡以上に限るといことですが、こちらはあらかじめ予算で定めるといこととしております。⑤第 6 条関係でございますが、例えば職員が公金を紛失し、職員に賠償責任があると監査委員により決定された場合に、やむを得ない事情によるものであり賠償責任を免除する際、その賠償責任が 10 万円以上の場合は議会の同意を要するとい規定を設けてございます。⑥第 7 条関係ですが、負担が伴う寄附の受領 10 万円以上、負担が伴う寄附を受けた場合といことですね、それから町が当事業者となる和解は 100 万円以上、町の義務に属する損害賠償の決定は 100 万円以上、こちらが議会の議決が必要となる規定でございます。それから⑦第 9 条関係は、年に 2 度、事業概要及び経理状況を公表するとい規定でございます。

議案の 47 ページにお戻りいただきまして、条例の本文が第 1 条から 49 ページの第 12 条まででございます。50 ページの上が附則といこととて、この条例は来年の令和 6 年 4 月 1 日から施行するといことにしてございます。

最後に 50 ページ下、ニセコ町まちづくり基本条例第 54 条による、この条例を制定する際に町民参加を行ったか否か等の状況でございますが、同条例の第 57 条第 1 項第 3 号に該当し、住民参加の手続を要しないとしておるところでございます。

議案第 2 号に関する説明は以上です。

続きまして、関係の条例あと 2 つでございますが、日程第 18、議案第 3 号 ニセコ町簡易水道事業特別会計条例の一部を改正する条例についてといこととて、52 ページでございます。

議案第 3 号 ニセコ町簡易水道事業特別会計条例の一部を改正する条例。

ニセコ町簡易水道事業特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 9 月 7 日提出、ニセコ町長 片山健也。

53 ページの下をご覧くださいと思います。提案理由でございます。令和 6 年 4 月 1 日の地方公営企業の法適用化に伴い、題名等の文言修正を行うこと及び当該条例内の参照法令が地方自治法から地方公営企業法へ変更となるため、この条例を制定するといこととてでございます。文言の整理と適用する条例の先が変わるといこととて整理といこととてでございます。当該条例は簡易水道特別会計の設置及び歳入歳出の種類を定めた 3 条から成る条例でございます。文言改正等は別冊の新旧対照表の 1 ページが今の簡易水道の関係です。左が現行条例、右が改正後の条例となります。主に文言改正と参照法令の変更といこととてでございますので、これはご確認いただきたいと存じます。

最後に議案にお戻りいただきまして、53 ページ下のニセコ町まちづくり基本条例第 59 条による住民参加の状況といこととて、先ほど同様、住民参加の手続を要しないとしておるところでございます。

第 3 号の説明は以上でございます。

続きまして、日程第 19、議案第 4 号 ニセコ町公共下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例についてといこととて、54 ページをご覧くださいと存じます。これも文言改正でございます。

議案第 4 号 ニセコ町公共下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例。

ニセコ町の公共下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする

る。

令和5年9月7日提出、ニセコ町長 片山健也。

55 ページをご覧いただきたいと存じます。提案理由は先ほど同様で、文言の整理と参照する法令が地方自治法から地方公営企業法に変わるということに伴う変更ということでございます。こちらについても先ほど同様、公共下水道特別会計の設置及び歳入歳出の種類を定めた3条から成る条例でございまして、文言整理ということでございます。それから、これも先ほど同様、今度は新旧対照表の2ページ、ほぼ同じような内容でございますが、この2ページを参照いただきたいと思います。左が現行、右が改正後ということで、文言整理と参照法令の変更でございます。

議案にお戻りいただきまして、55 ページ下、こちらにつきましてもまちづくり基本条例による住民参加の手続を要しないとしているところでございます。

議案第4号の説明は以上でございます。

続きまして、日程第20、議案第5号 請負契約の変更について（令和5年度林道小花井線法面補修工事（2号・3号箇所））、こちらの説明をいたします。56 ページでございます。

議案第5号 請負契約の変更について（令和5年度林道小花井線法面補修工事（2号・3号箇所））。

次のとおり令和5年5月10日に議決を受けた請負契約の変更を行うため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 変更契約の目的。令和5年度林道小花井線法面補修工事（2号・3号箇所）

2 変更契約の金額。変更前の契約金額が7,115万9,000円。変更後の契約金額が7,654万6,800円。538万7,800円の増額ということでございます。

3 変更契約の相手方。虻田郡ニセコ町字里見61番地1、牧野工業株式会社 代表取締役 牧野雅之。

令和5年9月7日提出、ニセコ町長 片山健也。

これにつきましては、今年5月に補正を可決いただいた案件でございまして、その際もご説明申し上げましたが、字宮田564番地に世雄寺というお寺がありまして、そこを越えて道道新富神里線、に至る途中にある工事箇所でございます。岩の固まりや土砂の除去などによる法面の安定性を図るための工事ということで実施をしております。現地施工の際に新たに崩れている箇所が見つかり、施工延長を9メートル延ばしたことで、それから簡易吹付法枠内の植生部分について、一部に岩盤が露出しており植生が根付かないためモルタル吹付工に変更し、538万7,800円の増額となるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、日程第21、議案第6号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

議案第6号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和5年度ニセコ町一般会計補正予算は、次に定めるところによる歳入歳出予算の補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,883万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億1,156万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年9月7日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、歳出を3ページに載せてございます。4ページを飛ばしまして、5ページが歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。次の6ページが歳出でございます。この歳出の6ページの下の方の合計の欄でございますが、今回の補正額6,838万4,000円増、この財源につきましては、国道支出金で3,289万1,000円増、地方債で1,120万円の増、それから一般財源では2,474万3,000円の増額ということで、そのような構成となっております。

説明の都合上、10ページの歳出をお開きいただきたいと存じます。2款1項1目10節消耗品30万円は、コロナ対策のため活用していた来客用缶のお茶の見直し、及び来客贈答用のお酒などの特産品購入費の不足のための補正でございます。その下14節立木伐採工事130万9,000円。こちらは公共施設間を結ぶ光ファイバーの経路上で、倒木の危険がある立木を伐採する経費でございます。インターナショナルスクール裏からニセコ小学校体育館横までの約115mでございます。倒木により光ファイバーが切断された場合は、幼児センター・ニセコ小学校の全ネットワークが3か月以上にわたり使用不能となるということも見込みまして、行う補正でございます。

その下、5目文書広報費については、一般財源から地方債への100万円の財源の組替えということでございます。

6目企画費、18節まちづくりサポート事業補助40万円は、6月定例会で40万円の補正予算を組み、総額80万円の予算とさせていただきますが、申請額が予算額に達し、さらに今後2件40万円の申請が予定されることから、不足分の補正を要するというものでございます。

8目過誤納還付金3万6,000円。行政報告でもさせていただきましたニセコ中央倉庫群の施設利用料金について、ニセコ中央倉庫群の設置及び管理に関する条例で定められた範囲を超えた利用料金、これ消費税分が範囲を超えたということなんですが、これを徴収していなかったということが分かりまして、現在指定管理者が受け取っていた超過分は、既に現指定管理者が返金事務を進めているところでございます。ただ、現在の前の指定管理者については既に解散をしております、町に返還義務が生じるということから必要経費を補正するというものでございます。なお、返還金の内訳は27団体41件に対し、返還金2万6,820円、利子8,725円、合計3万5,545円の補正ということでございます。

13目8節特別旅費24万3,000円及びその下18節の各種研修会参加負担金7万円、こちらは持続可能なまちづくり、それから省エネによる経済循環などを学ぶドイツ視察の参加にあたり、円安と物価高騰により旅費等の経費が当初予算を上回るため、不足分を補正させていただくというものでござ

ございます。

18 目防災対策費、10 節消耗品 30 万円は、職員に貸与している防災作業服、前回は平成 29 年度に貸与しておりましたが経年劣化が著しいことから、現場で災害等の対応を行う職員へ新たに作業服を貸与するというための補正でございます。防災係、農政課、都市建設課、上下水道課職員分 25 着を予定してございます。

次に、12 目新型コロナウイルス特別対策費は全体で 2,588 万 5,000 円の補正でございます。物価高騰等の生活支援、それから経済対策として全町民に 3,000 円を商品券として配布する事業でございます。これまで同様の事業においては紙の商品券を配布しておりましたが、今回はより町民の皆さんの利用のしやすさ、事業の実施しやすさに向けた実証事業として、3,000 円分の地域ポイントが入った IC カードを配布するというところでございます。11 月下旬頃から始める予定で、今回の実証事業の成果を踏まえ、町内の地域通貨事業の今後の展開について検討を進めてまいりたいというところでございます。11 ページ、まず印刷製本費 9 万 3,000 円は送付用封筒の印刷。これも先ほどのコロナ対策の続きでございますが、9 万 3,000 円は送付用封筒の印刷、その下の通信運搬費 140 万円は商品券の送付、その下商品券発行事業補助 2,439 万 2,000 円の内訳は、これが本体でございますが、全町民に 3,000 円分の商品券を送る原資が 1,530 万円、システム初期設定等デザイン料で 110 万円、広告宣伝で 777 万円、それから町内 200 店舗の環境整備費で 220 万円、システム利用料で 216 万 2,000 円、労務費で 286 万円という内訳でございます。

その次、3 目 3 項 1 目 11 節証明書等のコンビニ交付事務手数料 9 万 6,000 円。こちらについては交付通数が当初予定通数を大幅に上回ったことから、手数料の不足分について補正するというものでございます。なお、コンビニ交付については今年 3 月から 9 月 6 日まで、住民票・印鑑証明の発行をコンビニで行ったわけですが、全体発行数の約 10%、今月現在で大体約 10%程度はコンビニ交付となっているという実績でございます。

12 ページ、3 款 1 項 1 目 18 節燃料等高騰特別対策給付金 377 万 2,000 円。ニセコ町地域活動支援センター「生活の家」でございますが、それとニセコ福祉会、こちらでは近年の物価高騰により不安定な経営を強いられております。安定したサービス提供が維持できるように、エネルギー高騰に係る影響額を特別対策として支援するというための補正でございます。その下、22 節補助金等返還金 335 万 2,000 円。令和 4 年度障害者医療費国庫負担金の精算に係る返還でございます。

2 目 18 節ニセコハイツデイサービスセンター設置更新等事業補助 49 万 1,000 円。こちらにつきましては、ニセコ福祉会が運営する特別養護老人ホームニセコハイツで稼働している暖房設備、パネルでございますが、これについて昨年令和 4 年度の冬季でございますが、そこから温度調節機器が動かなくなる等不具合があったため、シーズン終了後、今冬の安定稼働に向けて設備の総点検を行ったところ、修繕を要する箇所があり、取換作業にかかる費用を補正するというものでございます。

2 項 1 目 22 節補助金等返還金 94 万 9,000 円。令和 4 年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、独り親世帯以外の事業がございまして、これに係る実績、全部で 82 名に確定しましたが、こちらに伴う返還金ということでございます。

13 ページ、4 款 1 項 1 目 27 節簡易水道事業特別会計繰出金 5,500 万円。こちらはニセコ地区水道



井戸水量水質調査委託料の増額に伴う一般会計繰出金の増額ということでございます。これについては特別会計でも改めてご説明をいたします。

それから、2項2目12節持ち込み一般廃棄物受入場所管理業務委託料252万5,000円。町内会への未加入者、短期滞在者、例えば季節労働の方ですとか観光客の方などが増加しておりますが、現状ではそのような人たちがごみを捨てる場所がなかなかないという状況にあることから、持ち込みごみの受入れ可能な場所を委託により新たに設け、その委託料を補正するというものでございます。その下、14節一般廃棄物最終処分場修繕工事61万4,000円。字豊里にあります一般廃棄物最終処分場水処理施設の制御装置システム及びバッテリー修繕工事ということですが、一般廃棄物最終処分場の散水によりごみを通過した後の浸出水、汚くなった水ですが、これを水処理を行う制御装置の管理システムとバッテリーの異常によりまして故障が発生していることから、修繕料を補正するというものでございます。

続きまして14ページをお開きいただきたいと思います。6款1項3目18節新規作物及び新栽培技術チャレンジ事業補助88万円。ニセコ町における新規作物として、サツマイモの生産に取り組む農業者団体による収穫機の導入を支援するという一方で、作業効率化、品質向上を目指すというものでございます。補助率は2分の1ということでございます。

8目14節堆肥センター攪拌機修繕工事176万円。これまで度々消耗等により混合攪拌機のチェーンがはずれ、鉄板を曲げてしまうような事態となっておりまして、指定管理者が修繕を繰り返していましたが、今回はチェーン自体の摩耗・腐食によりチェーン一式を更新する必要が生じるため、堆肥センターの各管理の取替工事ということで経費を補正するものでございます。

それから、2項1目11節手数料10万8,000円と有害鳥獣駆除対策事業補助40万円はいずれも有害鳥獣対策でございますが、有害鳥獣の駆除数は年々増加しており、住宅地など埋没困難なエリアにおいても捕獲・駆除されていることや、豊里地区に設置しているカラス箱わなの駆除数が増加していることから、倶知安町の株式会社ニセコ環境への廃棄物運搬に係る経費を補正するというものでございます。補助につきましては鳥獣被害防止のための電気柵など侵入防除施設、爆音機と威嚇追い払い機器の設置、それから狩猟免許取得への要望が高まっていることから、今後の狩猟免許取得の見込み分についての補正をするというものでございます。

それから15ページでございます。7款1項2目10節食糧費10万円。コロナ禍からの回復によりまして、町への観光関連事業者の来客対応、テレビドラマや情報市撮影対応などが急増しておりまして、これらによる情報発信等は今後の誘致、MICE誘致、認知度やブランド向上に有意義なものも多く、その機会をとらえ交流会の参加や特産品提供などを積極的に行っております。このため、既存予算に不足が生じる見込みであるため、補正をするというもので、18節ニセコ観光圏協議会負担金693万8,000円につきましては、ニセコエリアにおけるタクシー不足解消実証実験負担金でございまして、倶知安・ニセコ・蘭越で組織する観光圏協議会で実施をいたします。コロナ禍からの観光需要の急激な回復に応じ、冬季のタクシー不足解消のため、冬季間のみ10台程度のタクシーの増車を行います。これにより周遊環境の向上、地域内消費拡大と満足度の向上、リピーター確保、町民の移動手段の確保を図ります。なお、事業費は今回の実証実験エリアとなる倶知安とニセコ両町で負担をい

たします。

続きまして16ページでございます。8款2項2目道路維持費、こちらは既に作業を進めております町道ニセコミライ通の実施設計について、過疎債級数950万円の充当が見込めることとなったため、その財源を一般財源から地方債へ組み替えるというものでございます。

17ページ、10款2項1目7節スキー指導員謝礼20万4,000円。町内各小学校スキー事業におけるスキー指導員謝礼でございます。各小学校のスキー授業において、スキー指導ができる教員の不足によりまして、スキー指導員を確保する必要があることから所要額を補正をいたします。

続きまして、3項1目14節ニセコ中学校営繕工事77万5,000円。昨年度の期間中にニセコ中学校の暖房機が故障したので、取替を行うためその経費を補正するというものでございます。教室分として32万4,000円、家庭科室として38万円の予定でございます。

4項1目13節学習支援システム使用料25万5,000円。こちらはニセコ高校全生徒70人対象として、リクルート社が提供しているICT端末を活用した学習支援システム「スタディサプリ」の利用料6か月分、10月から3月の補正でございます。個別最適な授業ができるオンライン学習教材を導入することで、大学進学を含む生徒の多様な進路希望の実現を図りたいという考えでございます。

3目18節高等学校教育研究会、それから協議会参加補助38万9,000円。全国英語教育国際化高等学校長協会の参加旅費及び教員研修参加旅費の補正でございます。ニセコ高校は令和8年度入学生から総合学科に転換し、国際教育を特色とする新しい学校に生まれ変わるべく準備を進めております。そのために全道全国の英語科、国際化に関する公聴会に加盟して研究協議会に参加をし、学校経営に関する調査研究や先進校との連携関係の構築を行い、新しい学校の経営ビジョンに反映したいと考えているところでございます。また、国際教育の重要な要素である英語教育について英語科教員を道外の先進校に派遣し、実践的で体験的な研修を行って指導力を大きく向上させたいという考えでございます。その下、国内農業・観光研修生派遣費補助98万4,000円。シビックプライドを持ったグローバル人材の育成事業ということで、旅費・プログラム研修費等、高校の生徒15名と教員8名分を想定した補正でございます。これは令和5年度三菱未来育成財団採択事業でございますが、事業費不足分をニセコ町の補助にて補填するというものでございます。ニセコ高校における持続可能な観光や地域づくりに関する探究活動を実施いたしまして、地域課題を共同して解決する力を育成したいと考えております。今後はこのプログラムをエンジンとして、新しい学校づくりを推進していくという考えでございます。その下、海外研修受入先視察等補助97万8,000円。高校3年生を対象に、短期マレーシア研修の実施に対する補助金の補正でございます。3年生7名、引率教員1名を想定しています。これまでも2年生全員がマレーシアへの見学旅行、それから希望者が4年生へ進級した際に長期マレーシア研修を実施してまいりました。しかし、来年度4年生に進級予定の2名の生徒は、コロナ禍のため2年生で行う予定であったマレーシア研修が国内見学旅行となりました。今後4年生となり最長6か月のマレーシア長期研修を予定しておりますが、その前に現地を体験させるため、国内の先進地視察研修に変え、短期マレーシア留学を実施するというものでございます。また、在学中に海外に身をおく機会を得られなかったそのほかの3年生についても、5名以内の希望者を募集・選抜をいたしまして、同研修に参加するようにいたします。ニセコ高校で学んだ誇りを持って社

会に育ち、将来もニセコを愛し、まちの発展に貢献する志を持つことにつながることを期待するという考え方でございます。

5項1目11節手数料6,000円。幼児センターの冷蔵庫購入にあたりまして、廃棄する古い冷蔵庫を処理するための手数料補正でございまして、18ページ、1番上の17節一般備品8万1,000円。先ほどの続きですが、幼児センター事務室横、台所に置いてある冷蔵庫が経年劣化により冷凍機能が故障し、児童が体調不良を訴えた際に体を冷やす資材の常備ができず、また今後冷凍機能が故障する可能性が高いことから新たな冷蔵庫を購入するための費用ということでございまして。なお、この冷蔵庫は約17年間使用した冷蔵庫でございました。

6項2目有島記念館費、全体で1,186万3,000円でございます。まず、7節講師謝礼60万円は有島没後100年記念事業講師、それから出演者謝礼でございまして、今年度の没後100年記念事業を実施するにあたり、コロナ禍のため中止・延期していたイベントの実施が可能となったため、講師・出演者謝礼が不足するということから補正するものでございまして。その下、8節普通旅費20万3,000円は、日本デザインセンター代表で世界的に活躍されている原研哉氏から町に対して、来年度に同氏が関与するデザイン展をニセコ町で開催しないかという開催打診がございました。検討急ぐことから、10月頃に実施の同東京開催の展示会を視察し、打合せをする旅費を補正するというものでございまして。その下、消耗品27万9,000円は有島武郎没後100年を契機に、全国の各種施設で有島武郎・ニセコとのかかわりなどを紹介する巡回展示用のパネル製作費でございまして、耐久性のある防水グラフィックパネルを作成し、貸出しを行う予定の補正でございまして。その下、修繕料25万1,000円。常設展示室のヒートポンプの熱源ポンプ交換でございまして、8月上旬に熱源ポンプが故障し、常設展示室の空調が停止をいたしました。現在仮修理状態であることから、本修繕を行うために補正をするというものでございまして。その下、通信運搬費28万2,000円は借り上げた作品を返すための輸送料の補正でございまして。7月15日から現在開催している特別展、内田正泰・藤倉英幸展では、横浜市の所蔵家から貼り絵作品32点を借用いたしました。集出荷当日、この作品のうち1点の大型作品に搬送の際の脆弱性を指摘されまして、急遽新規の輸送箱を作成したということと、他の作品と別輸送の対応になったということから袋分相当額が輸送費に不足するということが生じるための補正でございまして。その下、有島記念館営繕工事198万円。腐食してドア部に隙間が生じるなど、機密性が失われた有島記念館公園側非常口を修繕するというための補正でございまして。その下、一般備品726万8,000円。有島記念館の教育普及事業で使用しているピアノでございまして、これは製造後50年が経過して演奏時に鍵盤が重いなど不都合が生じているということでございまして、新たなピアノを購入するための補正でございまして。ちなみにこの財源については、ふるさと寄附金で寄附をいただいた1名分を活用する予定でございまして。その下、ニセコ町鉄道文化協会補助100万円は、鉄道遺産向けのふるさと寄附金を財源に、鉄道遺産の維持管理やコロナ禍で休止していた保全管理・車両整備など、各種活動を始動するにあたり、補助金を支出するための補正でございまして。なお、この財源は井門コーポレーションの井門氏の鉄道文化協会への寄附金を、氏の意思に沿って補助するというものでございまして。

3目学習交流センター費、10節修繕料14万8,000円。これは学習交流センターの外に設置してい

る量水器の止水栓から水が漏れ、取替修繕が必要というための補正でございます。

それから、7項1目13節スキーリフト使用料62万4,000円。ニセコ町では町内小中高校生を対象に、1人2枚のスキー場リフト券の引換券の配布、それからシーズン券の購入助成をし、スキーを楽しむ環境づくりを提供しているということでございますが、ニセコアンヌプリ国際スキー場とニセコビレッジが加盟しているニセコユナイテッドでは、2023から2024のシーズンは4歳以上の子どもについてもリフト利用料がかかるということとしたため、これを受け本町でも支援拡大のため補正をするというものです。なお今回の補正で1日券2枚、123名分、それからシーズン券40名分の支援を予定しているということでございます。

次に歳入でございます。7ページをお開きいただきたいと思います。15款2項1目1節新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金3,289万1,000円。歳出で計上した同対策のほか、関連する事業に充当するというものでございます。

それから8ページ、20款1項1目1節前年度繰越金2,406万1,000円。今回の事業全般に充当するための補正ということです。これにより、前年度繰越金の残額につきましては627万8,000円となる予定でございます。

9ページでございます。22款1項4目1節町道ニセコみらい通整備事業債950万円。こちらにつきましては、既に実施をしている町道ニセコみらい通整備実施設計業務について、過疎債を充当できるといったことになったことから増額補正するというものでございます。

その下、7目1節過疎地域持続的発展特別事業債170万円。過疎対策事業債のソフト分の借入れについて、配当見込みとなったことから歳入について増額更正するというものです。

その下、8目1節臨時財政対策債68万2,000円。これにつきましても、国の地方財政対策に伴う臨時財政対策債の額が確定し発行可能額が増えたということで、その見込分を増額するというものでございます。

それから、4ページにお戻りいただきまして地方債補正でございます。第2表 地方債補正。まず、新たに過疎債が充当できるため、追加として町道ニセコみらい通整備事業として限度額950万円の借入れを行います。利率等は記載のとおりでございます。次にその下、既に借りている債務の変更の部分でございますが、過疎地域持続的発展特別事業、いわゆる過疎対策事業債でございますが、これについて先ほどご説明したとおり、増額配当となることから限度額を170万円増額した4070万円に変更します。臨時財政対策債も発行可能額が増えるため、68万2,000円の増額変更としてございます。続いて19ページ、地方債の現在高の見込みに関する調書でございますが、上段中ほどの当該年度中の起債見込額の7番、過疎対策事業債について、今回補正した1,120万円を追加し2億3,870万円としました。それから12番、臨時財政対策債に68万2,000円を追加して1,568万2,000円とし、この2つの変更があったということで記載をしてございます。

議案第6号の説明は以上でございます。

最後に、議案第7号でございます。次のページでございます。

日程第22、議案第7号 令和5年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算についてでございます。

21 ページをお開きください。

議案第7号 令和5年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

令和5年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,000万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月7日提出、ニセコ町長 片山 健也。

次のページをお開きいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正の22ページから24ページ、こちらは記載のとおりでございます。

25ページの歳出をご覧ください。下の合計の欄でございますが、今回の補正は先ほど申し上げた500万円ということで、財源は全て一般財源でございます。

それから26ページ、歳入でございます。3款1項1目1節一般会計繰入金として500万円を歳入してございます。

それから27ページ、歳出でございますが、3款1項1目12節水道施設井戸水量水質調査業務委託料1,440万1,000円。こちらは、当初ニセコ地区で新たな井戸水源を見つけるため、水質調査のみを実施する予定でしたが、あわせて水量調査も行うということとしたため、増額分の経費を補正するものでございます。その下、14節水道施設拡張工事940万1,000円の減額。ただいま申し上げましたニセコ地区の水源試験井戸さく井工事費を、ニセコ地区水量水質検査委託業務へ振り替えるということにより、当初予定していた予算についてはここで減額をするというものでございます。

議案第7号の説明は、以上でございます。

最後に別にご用意いたしました補正予算資料No.1でございますが、こちらについてはただいま説明した補正についての枠組み等の説明をさせていただきますので、後ほどご確認いただければと存じます。

これをもちまして、議案第1号から第7号までの説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議事の都合により、議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更することの協議についての件から、議案第7号 令和5年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件までの7件は、質疑・討論・採決を9月14日に行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更することの協議についての件から、議案第7号 令和5年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件までの7件は、質疑・討論・採決を9月14日に行うことに決しました。

◎休会の議決

○議長（青羽雄士君） お諮りします。議事の都合により、9月8日から9月13日までの6日間、休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、9月8日から9月13日までの6日間、休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、9月14日の議事日程は当日配布します。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後3時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 齊 藤 うめ子 (原本自署)

署 名 議 員 木 下 裕 三 (原本自署)